

委員会録

- 名称 決算特別委員会（2日目）
- 日時 令和3年9月15日午前9時30分から至午後3時33分
- 場所 和束町議会議場
- 出席委員 委員長 岡田 勇 副委員長 村山 一彦
委員 8名 欠席 0名
- 説明出席者 町長 副町長 管理職員
- 議長等 議長 岡田 泰正 副議長 岡田 勇
議会事務局 局長 島川 昌代 書記 西田 絵美

令和3年和東町決算特別委員会

○委員長（岡田 勇君）

皆さん、おはようございます。

昨日14日に引き続き、決算特別委員会を再開いたします。

委員の皆様をお願いします。

本委員会は、令和2年度の決算特別委員会です。令和2年度事業の審査に関する質問をお願いいたします。

また、昨日同様、質問される委員は、最初に何ページのどの項目かを明確にし、質問してください。

それでは、質疑を続けます。

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

皆さん、おはようございます。

一発目の質問をさせていただきたいと思います。

事項別明細の293ページ、294ページを開いていただきたいと思います。

下水道事業特別会計なのですが、分担金及び負担金のところなのですが、294ページに2として受益者分担金過年度分、60万円、収入未済額というような形に計上されておりますが、この説明をお願いしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

ただいまの質問についてお答えをさせていただきます。

要するに、これは下水道を計画地域に引っ張ったところの家庭の3軒分の負担金でございます。下水道計画を立てまして、まず管路の整備をやります。その後、面整備

と言いまして各個人のお宅に下水道をつなぎ込むと。そうすると、個人の敷地内に公共下水道の小柵が設置されます。この小柵を設置することは、下水道事業をこの地域でやるということについて同意を得、議会の議決を得て計画地域を決めますので、その決まった地域のお宅になります。細かい詳細については私も今、どの地域の誰というのは分からないんですけども、この3軒につきましては、当初からそのままの状態になっていると引き継いでおります。理由につきましては、高齢の方で、下水道が動き出した頃に家におられなかった方とか、その後、転出された方ということで、そのままの状態になって、今後この処理についてはどのようにするか。宅地であるんで、例えば、転売とか、相続の方が戻ってこられたりするとかということで想定内にあるところもありますので、今の段階では未納ということで、そのまま処理をしているところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

3軒分ということですね、これで何年ほど経過しているんですか。要するに、償却とか、そういうような形でできるかどうか、今後の交渉は今、没交渉になっているんですか、それとも進んでいるんですか。そして、今後の見通し、回収の方向性はどのようなになるか、その辺をお答えいただきたい。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

細かい数字は持ってないんですけど、現時点では住まわれていないという報告を受けております。

今後、相続の方が誰か戻ってこられたりした場合、もう一回そこに下水道の柵を引

くということになりますので、そのときにもう一回、その上のほうに、現年度分となるんですけども、引き返すというような方法があると思うんですけども、今の段階ではそのまま小柵を宅地にあって、家が建ってる状況にはあると。今、私が分かっているのは中地域1軒と、それから原山地域だったと思うんですけど、その辺に1軒か2軒あったと思うんで、そのあたりのところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

柵設置に当たっては契約書を交わしておられると思うんです。だから、その契約書を楯に交渉していただきたい。

そして、課長は今、覚えてないということなんですが、課長として、その方のお名前、住所ぐらいは知っていただきたいと思いますので、その辺をよろしく願います。

続きまして、108ページをお願いします。

108ページの18節負担金補助及び交付金1,500万円支出済となっております。その明細を見てもみますと、指定管理者経営支援事業補助金となっておりますが、この明細を説明していただきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

おはようございます。失礼いたします。

村山議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ただいまご質問がございました1,500万円につきましては、昨年度、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業におきまして、指定管理者経営支援事業補助金といたしまして、宿泊施設である京都和東荘につきまして、新型コロナウイ

ルスの関係による営業自粛、国内外からの観光客への影響により料金収入が激減しているため、支援をさせていただいたものでございます。

支出の内容につきましては、150万円×10か月、6月から3月という形で支援をさせていただいております。和東町活性化センターへの支援でございます。

和東荘におかれましては、当初、年間売上4,300万円を目指されておられたところでございますが、最終的には前年度比の3分の1程度の1,300万円程度の売上となったと聞いております。コロナ感染拡大による1回目の緊急事態宣言が発出された4月7日から5月6日の休館、その他状況が長期化していることにより、大幅に減少になったところでございます。

感染対策等につきましては十分気をつけていただきながらやっただいていただいているところではございますが、今後、コロナが終息に向けていく中で、どのような形で和東町の潜在力を生かし、この場所にある施設だからこそというところで、コロナ後の社会に求められていく運営を考えていただく必要があると存じ上げます。

先ほど申し上げました1,300万円の内訳をご説明させていただきます。

宿泊部門につきましては575万2,000円、食事部門につきましては464万2,000円、合宿部門につきましては122万円、物販といたしまして29万3,000円という内容でございました。大幅減少になっていることによります支援でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

昨年度も1,500万円の補助がなされてたと思います。それでですね、当初、この和東荘を開設するに当たって、副町長、赤字は絶対出さないとおっしゃっておられました。しかし、コロナ禍ということで、全国的に大変厳しい状況に陥っております

ので、やむなしと思いますが、住民の方から言わせますと、やはり和東荘だけが何でやという声が出ているのも事実でございます。

和東町は宿泊施設がないというようなことで、和東荘の存続というものは個人的には望んでおりますので、今後この対策について副町長どうお考えか、答弁願いたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えさせていただきたいと思います。

基本的には、課長のほうから答弁しましたように、昨年度、新型コロナウイルスで経営が大変厳しいという中で、この委員会、議会の中でもいろいろご議論いただいたと思います。

国のほうでは持続化給付金、これは令和元年度の売上に対して50%超えた場合に持続化給付金、最高で200万円渡しましょうということで国のほうからありました。

それと、あと1点は雇用調整助成交付金、これは当初1人8,380円だったと思いますけれども、雇用を維持していこうということで、これも会社の経営者に、雇用されている方1人当たり1万5,000円援助していくということで、和東荘につきましても、活性化センターですけれども、事務をしまして、50%以上、売上が落ち込んでいるということで、持続化給付金も頂いております。

また、働いている方の雇用を守っていこうということで、雇用調整金も1人当たり1万5,000円を日数に応じて頂いております。

それプラス和東町の臨時の交付金を利用させていただいて、全国的に指定管理を受けてる所で経営が厳しいところについては、そういった手当をしてあげましょうと、それに使ってもよろしいですよという項目がありましたので、和東荘についても和東町の要綱をつくりまして、売上の30%以上を超えてた月については一定の援助金を

しましようということで、今回1,500万円を令和2年度支出させていただいたという状況でございます。

ただ、今年につきましてもコロナがずっと継続しているということで、和東荘も大変厳しい状況に至っております。ただ、維持管理とか経常経費がどうしても雇用の関係とか必要ですので、月、大体100万円ぐらいはどうしても要ってきます。そういったことで、昨年度のいろいろな交付金とか補助金を頂いた分をやりくりしながら、今、経営しているんですけれども、今後はまた活性化センターの役員会を開かせていただきまして、今年1年間ということで和東荘の指定管理を活性化センターが受けるわけなんですけれども、今後引き続いて活性化センターが和東荘を運営していけるのかということも、またこれは役員会で議論してもらわなければならないと思っております。

いずれにしても、和東町につきましては、観光、またいろんな娯楽も含めまして大切な施設ですので、できるだけ維持管理はしていきたいと思うんですけれども、今後の運営については、また役員会で相談させていただいて、健全な運営というのが当たり前ですので、今のところは一般会計から持ち出しはしておりませんが、そういった有利な交付金とか頂いたときは、それを活用しながら運営をしていきたいと、このように考えております。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

頑張ってくださいと思います。

この間、新聞を見てましたら、雇用調整助成金ですか、予算が枯渇しかけてるということで、今後どうなるか分かりませんが、

続きまして、162ページ、説明だけお願いしたいんですが、一番上に一般廃棄物処理基本計画策定委託料301万4,000円と載っておりますが、これについて説明をお願いしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

村山委員からのご質問にお答えをさせていただきます。

現在、和東町におきましては、平成31年4月より、本町におけます処理施設が休炉の状態となっております。現在、ごみにつきましては三重県のほうに持ち出しをさせていただいておりますが、ここに記載がございます一般廃棄物処理基本計画というものを策定しなければならないということになっております。三重県のほうにはその当時、和東町・南山城村・笠置町同様だったのですが、この基本計画がございませんでした。そこで、基本計画ということで3町足並みをそろえた形で策定をさせていただいたところでございます。

以上となります。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

今までこの基本計画はしてなかったということで、出してくれということの要望があって出されるものですね。

これは一度出したら終いなんですか。それとも何年度に1回出す必要があるのか、その辺はどうなんですか。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

現在持込みさせていただいている市町村につきましては、毎年、状況につきまして話し合いをさせていただいております。その際には必ず提示をさせていただくこととなります。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

まだいろいろ質問したいと思うんですけど、答弁の回数が7回ということですので、一旦、これは最後の質問にさせてもらいますが、186ページなんですけど、以前にも指摘させていただいたんですけど、真ん中のほうで、犬打峠トンネル（仮）早期完成を求める住民会議補助金20万円、これは要するに、トンネルはいつから掘って、そして令和6年度3月には開通するということになってますので、要するに、こんなもん必要ないん違いますか。

それでしたらね、下に宇治木屋線改良推進協議会負担金ということで6万円と載ってますが、要するに、木屋峠をどうするか、そっちのほうの要望に切り替えるべきじゃないかと思うんですけど、その辺は町長どうお考えでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

これにつきましては、ご案内のとおり、要望活動に和東町の住民の組織として住民側からやっていただいて、そして署名とかやられた団体でありまして、今、言われるように、住民運動として大事だと。このときには住民運動に参加いただいて、着工式ですね、看板を掲げていただくときとか主体になっていただいてやっていただくという事業もあったものですから、そういう団体の下にやっていただいたということで、このとき補助をしていると理解しております。

もう一つの団体は市町村が構成している団体でありまして、これは何十年も前からやってきております。これは今、言われるように、宇治木屋線全体の早期完成を目指してこれからも続けていくべきであります。この辺のところは、今、村山委員が言

われるように、どの段階でどうだというのは、もう少しこれからの話だと思います。
この年度ではそういう形で関わっていただいたということでもありますので、ご理解の
ほうをよろしくお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

町長の言わんとすることは分かるんですけど、実際もうすることがないと思うんで
す。要するに、していただくのは、開通式の際に出席してもらうぐらいじゃないか
と思います。だから、こういうものが不要ないのではないかという考え方がありま
すので、質問させていただきました。

以上、終わります。

○委員長（岡田 勇君）

9番、小西委員。

○9番（小西 啓君）

村山委員の質問と重なりますが、指定管理のことをお聞きいたします。

和東町に指定管理は今どのようなところに何件あるんですか、教えていただけま
すか。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

ただいまのご質問の件でございますが、指定管理者の指定につきましては、観光案
内所、それから湯船マウンテンバイクランドということで、観光案内所につきましては
は、和東町商工会に委託をしております。また、湯船マウンテンバイクランドにつ
きましては、株式会社湯船をお願いしているところでございます。

あと、先ほどの説明にありましたように、和東荘ということで、3施設となっております。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

9番、小西委員。

○9番（小西 啓君）

そしたら、関係しているところで聞かせていただきます。

株式会社湯船、マウンテンバイクランドに森林公園の焼き肉コーナーがありますね。今、コロナで閉鎖してます。私、閉鎖しました。あそこは指定管理じゃないんですか。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

お答えいたします。

指定管理の範囲につきましては、森林公園を除いたマウンテンバイクランドのみとなっております。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

9番、小西委員。

○9番（小西 啓君）

よく分かりました。

それでなかったら、もし、あそこが入っていたら、私、今、閉めておりますので、あそこを1日開けてたら2名の人を使って3万円かかります。3万円×30日で90万円です。4・5・6・7・8・9・10・11月と8か月かけてもらったら分かります。800万円近くかかります。コロナの関係で閉めてますけれど、よかったです。来年どうなるか分かりませんが、それはまた私が決めさせていただきますけれど

も、よかったと思います。

それと、言っておきますけれど、町長、私はこのことは前にも言いました。「インバウンド」「インバウンド」と言っておおるだけあおって、農泊・民泊、そのようなところには何も支援をしなく、身内の自分のところだけさきに支援をする、これはいかがなものか、片方落ちじゃありませんかということをお聞きいたしました。やはりこういうやり方は改めてください。間違っております。さきにあおるだけあおったところに手を差し伸べて、そしていろんなことをやるのが当たり前です。

経営自体もそうじゃないですか。お昼に2,500円、3,000円のお弁当を食べに来る人はどこにいるんですか。1,000円がいっぱいでしょう。ちまたではワンコインって言っているじゃないですか。お昼食べるのにワンコイン言うたら500円でしょう。そういうような経営をされていて、なっていくわけじゃないじゃないですか。常識で考えても分かるでしょう。

自分の働いている人の給料を出せないようなところは閉めたほうがいいんですよ。そんなところに税金を使ってもらったら、私がよく言う納税の意欲がなくなります。そういうことですので、もっと気をつけた税金の使い方をしていただきたいと思いません。

これに対してどうですか、副町長、町長、お二人の意見を聞かせてください。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

先ほど指定管理者、三つの施設があると言いました。この施設というのは、和束町の中で設置条例に基づいてやっている。そして、和束町で直営でいけるか。直営でやるよりも指定管理して委託するほうがより効率的で、住民のためになるという判断があるものですから、今回その三つに対してはそういう方法を取らせていただきまし

た。当然これは議会ともお話ししながらそういう方向で進めていると、こういうことであります。

これは直営であったか大変なんですけども、こういうときに指定管理した相手に大変だというのは、先ほど詳しく副町長のほうから説明がありました。こういうことで、直営したらそれを直営で見ていかなきゃならない。昔でしたら、和東荘でしたら、山の家特別会計というのを設けてやっていたんですけども、そういうことで、この三つは設置条例に基づいています。

そういう意味で、直営はきちっとして、自分らの努力でやっているところはなかなか温度差があると、その趣旨はよく分かりますが、その辺の気持ちというのは、民泊にしる何にしる、これは個人というところですから、個人の支援金と該当させながら、額は別ですけども、支援させていただきました。この辺のところの査定額とか支援の額、これは今、小西委員が言われるように、直営の分と民間がやっている場合に大きく差があるのかなと。この辺のところはこれからも和東町だけやなしに国とかも議論していくべきだろうと。

小西議員が言うておられるのはよく分かります。私もそういうふうに理解いたしますが、制度上はそういうことはできませんし、なかなか難しいところがあります。そういう意味で、一つの課題として受け止めさせていただきます。

ありがとうございます。

○委員長（岡田 勇君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

小西委員の質問に答えさせていただきたいと思います。

まず、今、和東荘という名前に変更しておりますけれども、条例上は基本的に青少年山の家ということでなっております。設置目的につきましては、ご存じのように、青少年の健全な育成と住民の皆さんがその施設を使っていただいて、懇親会とか、い

ろいろ深めていただくということで設置させていただいております。

既に和東荘も40年を過ぎております。こういった施設は京都府下にもたくさんあったわけなんですけれども、なかなか運営自体が厳しいということで閉鎖されているところもたくさんあります。最近では木津川市の加茂町が山の家を閉鎖されたというふうに聞いております。ただ、加茂町の住民の方が言われているのは、地域にとっては大切な施設だったのに、経営が困難ということで民間委託とかいろいろされたわけなんですけれども、運営上なかなかうまくいかなかったということで、大変寂しいということも言うておられます。これは木津川市の議会でも出ております。何で閉鎖するのかとか、いろいろご意見があったようです。ただ、和東町については、いろいろな観光も含めて複合施設として、夏は子供たちのクラブ活動とか、今年も制限はかけてきておりますけれども、合宿でかなり人が入ってきております。

あと、民間の懇親会とかは人数的にマックスで40人ぐらいは受けられるんですけども、それを20人まで絞り込んでやっていますので、経営状態はなかなか厳しいということと、あと、コロナの関係で利用される方が少ないということもなっております。

あと、ランチ関係が、先ほど小西委員からも出ておりましたように、ターゲットをどこに絞るかということは大事だと思っております。確かにワンコインの弁当もかなり出ておりますし、和東荘がターゲットを絞っておられるのは、近隣町村で夫人の方とか、そういったことで来られる方をターゲットに絞ってやっておりますので、単価も2,000円前後の単価をつけてるということで、今後も和東荘につきましては地域にとってはいろいろ大切な施設だと私は思っております。経営をどうするかということについては、直営にするのか、また今みたいに指定管理でどこかにお願いするのか、また活性化が受けていくのか、これは今後の議論だと思っております。

しかし、和東町は宿泊施設が何もございません。そういったことで、和東町の観光も含めて、そういった施設が一つでもあるということが大切じゃないか。これが町の

ステータスになるんじゃないかなと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願ひします。

○委員長（岡田 勇君）

9番、小西委員。

○9番（小西 啓君）

これも内輪の話になるんですが、株式会社湯船がマウンテンバイクランドの指定管理を受けております。土曜日・日曜日開催されます。月曜日の朝7時から私自らトイレ掃除させていただいております。この年になってバイオマス便所二つ、女子トイレ二つ、男子トイレ一つ、2時間近くかけて給水と便所掃除をさせていただいております。

財産区に植村君という職員がいました。毎週土曜日・日曜日そういうことをさせていただいたんです。彼は役場の職員で、なぜ、こんなことをしないと駄目なのかという疑問点もたくさんあったと思います。そして、またいろんな問題もありました。やはりやってて、ああっと思いますよね。

何もトイレ掃除が嫌やないですよ。区長ですから、これは当たり前だと思ってます。マウンテンバイクランドの指定管理者を受けていろんなことがありますよ。嫌気が差しています。考えさせていただくときに来たなと思います。誰かほかの湯船の人が来て、そういうことをやってくれと言っても来てもらえる人はいません。真剣になって探しました。そういう実情です。よくよく考えたことをやっていかないと、ええわ、ええわで何でもやってもらえると思っていたら駄目だと思います。これだけ言うておきます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

私のほうからは、範囲が広いんですけども、コロナ対策全般の関係なんですけども、歳入で言いますと国庫補助金の関係の部分がありますし、あと、関連しては172ページの茶農家の支援であるとか、178ページの業者支援であるとか、132ページの子育て世帯等支援金などの関連になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどありましたように、令和2年度につきましては、コロナ禍ということで、初年度ということで何かと未知のウイルスということもありましたので、感染対策も含めまして、いろいろ新しい困難というものが次々と明らかになってくる中で、役場としても、町長をはじめ職員の皆さんにはいろいろとご苦勞をいただいたという点では敬意を表したいというように思っております。

その上で、まず確認したいのは、今回、令和2年度につきましては、こういう事態でもありましたので、国のほうから、定額給付金とは別といたしましても、その後、臨時交付金という形で数次にわたって交付がされております。それが和東町としてどの程度額を受けられたのかということをお聞きしたいのと、それから、それを使って、令和2年度において大体どれくらい予算化できたのかということをお聞きしたいと思ひますし、主にどういうことに使われたのかということをお聞きしたいと思ひます。総括的で結構ですので、答弁いただきたいと思ひます。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

令和2年度の新型コロナウイルス感染症の対策事業費、和東町の実績でございますが、和東町におきましては、令和2年度で定額給付金を含めまして37事業実施をさせていただいております。定額給付金も含めまして5億7,512万5,000円の支出をさせていただいたところでございます。うち特別定額給付金につきましては3億8,326万5,000円ということで、岡本委員のありました特別定額給付金以外で

は1億9,186万円の支出をさせていただいたところでございます。主に感染防止対策、また、その他の経済対策ということで、それぞれの課が対応してまいりました。

まず、総務課でございますが、避難所受入体制整備事業ということで、避難所になっております海洋センターのほうに空調機の設備を付けさせていただいております。また、現在なかなか外に出られないということで、会議用のウェブタブレットの端末も整備をさせていただいております。併せまして、和東町にはマイクロバスが3台ございます。町営バス、老人福祉センターのバス、また活性化センターで使っているバスですね、この3台のバスに対しましてマイナスイオンの空気清浄発生器の装置を取付けさせていただいております。

そして、総務課の事業で言いますと、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業といたしまして、マスク、消毒液、非接触型の体温計、また避難所での避難スペースの間仕切りを整備させていただきました。

マスクにつきましては20万枚を常備しております。これにつきましては、本年度、住民の皆様お一人50枚ずつお配りさせていただいたマスクでございます。

また、手指用消毒液につきましては、384リットルを確保させていただきました。

イベント等、また選挙で使わせていただきます非接触型の体温計につきましては16台、パルスオキシメーターにつきましては、もし自宅等で療養が必要な方に対しまして、なかなか物が入らないという状況がございましたので、こちらにつきましても10台確保をさせていただいているところでございます。

避難所の避難スペースにつきましては、100セットということで、1メートル80×1メートル80の間仕切り100の用意ができるということで準備をさせていただいております。

また、さらに、避難所の拡大防止備品整備事業といたしまして、避難所での間仕切りのテント、先ほど言いました間仕切りの仕切りなんですけども、1.8×1.8のテント、これを50セット用意をさせていただいたところでございます。

さらに大きな事業になりますが、相楽東部広域連合の関係でございますが、G I G Aスクール構想事業ということで、小中学生の児童生徒の端末、これにつきましても全て整備をさせていただいたところでございます。

総務課の事業としては以上でございます。よろしく申し上げます。

その他の部分につきましては、各課の課長から答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

分かりました。

一応、総括的で結構ということでしたので、あと、福祉課であるとか、また建設事業課の減免の問題があったというふうに思いますので、その辺については承っております。

それですね、今回この1年で言いますと、町としても今37事業していただいたということでありました。先ほど出てましたように、国においては持続化給付金であるとか、雇調金であるとかも含めまして、税や保険料の減免であるとか京都府も含めまして、そのたびそのたびに協力金であるとかも含めて、制度としては様々あったわけですけども、その辺の住民の方への、また関係者への周知であるとか情報提供という部分では、他市町村と比べましても大変弱い面があったんじゃないかと思うんですね。

ホームページ等というのが中心になることはあるんですけども、まだ令和2年度におきましてはホームページは構築中ということで、今の新しい分でなかったにしても、やはり性能面というよりも町の姿勢として、そういったものをちゃんと丁寧に届けようという意味での取組が大変弱かったんじゃないかと思うんです。その辺、町としてはどのように受け止めておられますか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

岡本委員からもありましたように、令和2年度、ようやくホームページが新しくなりまして、現在ではできるだけ早く住民の皆様にお知らせをするということで徹底しております。

これまでのホームページでの掲載につきましては、確かに情報量としては他の市町村より少なかったかも分かりませんが、やはり私どものほう、れんけいの広報紙、また、その中の折込みお知らせ版ということで住民の皆様にお知らせを届けてきたところがございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

あと、防災無線等もあるわけですが、特にコロナの関係では、今もそうなんですけども、ある意味、一般論的な情報提供ですね、感染対策にしても三密を避けましょうとか、不要不急がどうだとかということが主な内容になってますけども、今のこういう事態になれば、感染した場合にどういう対処ができるのかとか、どこに行けば検査ができるのかとか、そういった具体的な情報を住民は求めているというように思いますので、令和2年度につきましては、いろいろと情報をどう扱うかということが大変試された年だったと思いますので、そこも教訓にいただいて、ぜひ生かしていただきたいと思うんです。

それで、あと、先ほど紹介いただいた支援事業に関連して幾つか聞きたいと思うんですけども、今回、例えば、茶農家自身がコロナ禍で値段が下がって、経営上、大変困難があつて、もちろん持続化給付金等はあつたんですけども、町としても給付金の

ほうを全農家に対して行われたりとか、あと、農家以外の業者さんに対する支援というのも、ちょっと遅れましたけども、ありました。そして、子育て世帯等の支援金というのも行われたわけですけども、そこでお聞きしたいんですが、一つは、農村振興課長にお聞きしたいんですけども、茶農家の支援というのは、もともと当初の予算では対象は300軒になっていたんですね。実際は210軒ということで、数としては大きく3分の1ほど減った中で支給が行われたんですけども、もう一度確認だけしておきたいんですが、この辺の数の差というのはどこから生まれたのかということを確認しておきたいと思います。

それと、事業者の支援というのが1件5万円ということで行われたというふうに思うんですけども、これが178ページですね、375万円支出されておりますけども、これは単純に5万円で割りますと75件なんですね。大変、ある意味少ない支給にとどまっているというふうに思うんですけども、その辺、もともと予算としてはもう少し大きい額が出てたと思うんですけども、大変支給率が少なかったという結果だったと思います。その辺どういうふうに考えておられるのか答弁いただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

岡本委員からのご質問にお答えをさせていただきます。

岡本委員ご指摘のとおり、当初につきましては、茶業経営支援給付金につきましては300軒ということで予算のほうを計画しておりましたが、実績といたしましては、茶農家による申請のありました軒数といたしまして、210軒×10万円の実績となりました。

こちらの計画につきましては、JAの茶業部会の名簿から軒数を出させていただいているところがございます。しかしながら、実態といたしましては210軒ということでしたが、こちらにつきましてはご参考にはなりますが、令和2年2月1

日に農林業センサスという国の農林業の統計調査をされております。その結果を見させていただきますと、農業経営体ということで213軒という実績となっております。

茶業政策に当たりましてはJAとの連携により、やる部分が多うございますが、JAの名簿のほうに今現在は経営をされてない方もやはり含まれているのかなと感じております。昨年度させていただきました茶業経営支援につきましては、次年度につきましても茶業を継続していくというようなところもございましたので、そのあたりで差が出ているのかなと思っております。

周知につきましては、広報紙、ホームページにより行っておりましたところでしたが、もちろんできるだけたくさんの皆様に支援をさせていただきたいという気持ちはございます。差につきましては、実態と町で計画いたしました時点の誤差があったというところと思っております。

よろしく願いいたします。

続きまして、事業者支援の関係につきましてご説明を申し上げます。

申し訳ございません。少しお待ちいただきたいと思います。

茶業を除きますほかの事業者の支援につきましては、茶業経営支援の後に遅れた形にはなりましたが、1軒当たり5万円という形で支援のほうをさせていただいたところでございます。

実績につきましては70軒ほどということで、課のほうで計画しておりました軒数よりご指摘のとおり、かなり少のうございました。2次産業、3次産業を合わせて150件ほどはあるのかなというふうに想定はいたしておりますが、こちらのほうにつきましても、周知等の方法につきましては同様の方法でさせていただいていたところでございます。周知不足があったのかなというところも反省しているところでございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

今回、その当時そういった差が出たときにも、当時の課長にもいろいろ議論したことがあるんですけども、茶農家で言えば実際その実態がそうだったということだとは思いますが、ただ、やはり私が思ったのは、JAにいろんな補助金であるとかいうのは、例えば、この間の霜被害の行われていました京都府とか町のほうもそうでしたけども、全てJAが窓口でしていただいております。そういう意味では、そこでのやり取りが多いので、町として十分関わり切れてない面もあるかもしれないんですけども、やはりお茶のまちとして、基幹産業として位置づけているという以上は実態としてつかんでいく中でどういう支援が必要かということになってきますので、そこはぜひ教訓としてやっていただきたいというふうに思います。

あと、事業者の支援についても、予算との関係で言えば、かなり差があるんですよ。ある意味、5万円が十分かと言えば不十分だと思いますけども、せっかく予算化をしてそれを支給していきたい、応援していきたいということで予算化したことが、半分にも満たないような形しか支給されなかったというのは、周知不足ということだけでなく内容の問題もあると思いますし、今の業者の実態をどこまでつかめているかということだと思いますので、今回の1年間の中でそういう実態もいろいろとつかむ機会にもなったと思いますので、まだコロナも続いている下でどういう支援が必要なのかということを考える上でも、ぜひ、そこは反省点として捉えていただきたいというふうに思います。

もう一つ、福祉課長にお聞きしたいんですけども、福祉課の関係で言いますと、子育て世帯等支援金というのが支給されました。これは子供さんをお持ちの世帯に対して5万円支給されて、学生のいる世帯も含めて支給いただきました。これ自身はいい面もあったと思うんですね。大体、高校生ぐらいまでが、今、医療費にしても支援が

そこで終わってますので、やはり学生も対象にいただいたということは、それはそれでよかったと思うんですけども、今もそうなんですけども、本当に今、学生の状況というのはすごい苦境なんですね。高校まではある一定学校生活が回っている部分もあるんですけども、ほとんど学生というのは回ってないんですね。そういう意味では本当に高い学費を払いながら、また通学費も払いながら行った場合は、それでもやはり返ってくるのがほとんどないという状況が続いております。そういう点では、南山城村もそうされましたし、伊根町なんかもそうされたんですけども、世帯じゃなくて、1人1人の学生にちゃんと届くような、そういう支援がもう一步必要だったんじゃないかというふうに結果として思っております。その辺どのように評価されているのかということをお聞きしたいのと、132ページですけども、くらしの資金を300万円上積みというか、基金を積み立てて、もう一回上積みして備えていただきました。ただ、どの程度利用されたのかということを確認も含めて答弁いただきたいのと、どこまでこういう制度を利用してくださいという意味での周知がされたのかということが大変弱かったと思っているんです。その辺も含めて答弁いただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

ただいまの岡本委員の質問に答弁させていただきます。

まず、子育て世帯等の生活支援給付金でございますが、確かに、今日の現状を見るときにいきますと、今ご指摘があったとおり、学生の方につきましては、相当、生活困窮等をされているというのは耳にしているところでございます。ただ、昨年度この事業をさせていただくに当たりまして、まさか今年度まで、ここまでひどい状況になるというところまでは想定していなかったというのがまず1点ございます。

それと、昨年度させていただきました子育て世帯等の生活支援給付金でございますが、総額で3,300万円支給させていただいておるんですが、これにつきましては、

子育て世帯だけではなく非課税世帯の方も対象に支給させていただきましたというので、当然ではございますが、予算にも限りがある中で、広く何とか支援できたらなということできせていただいたところでございます。

今、質問の中にもありましたように、南山城村、伊根町とかが1人1人届くというようなこともされているというのも当然聞いておりますので、また、そういうところも含めた中で、今後の対応・対策のほうに検討課題として挙げていきたいと思っております。

次に、くらしの資金についてでございますが、昨年度300万円増額していただきまして、一般会計のほうから繰り出ししていただきまして、基金のほうを積みさせていただきました。ただ、くらしの資金につきましては、令和3年3月末で45件の借入れをいただいておりますが、これにつきましては、当然ながら継続の借入れをされているということで、令和2年度だけではなく令和元年度、また、それより以前からの方で今、返済中という方を含めて45件でございます。

実際、300万円の上積みをしていただいた以降では、実はほとんど新規の方はございませんでした。これにつきましてはご承知のとおり、社会福祉協議会のほうでされてます貸付金、こちらのほう、緊急の貸付金等が相当期間等も延長され、複数の種類を出された中でやっておられるということで、和束町社会福祉協議会のほうに確認しましたところ、相当数のご相談なり貸付けがあったというふうに聞いておりますので、本町といたしましては、くらしの資金よりも金額的にたくさん借りられて、期間も長く借りられる社会福祉協議会の貸付金のほうに住民が流れていったのかなというふうに分析しているところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

昨年のとこでのいろんな情勢判断というか、実態がどうなっているかという意味で、

いろんな判断があった中での支給だったというふうにも思いますので、そこはぜひ、現在の状況も踏まえていただいて、引き続き支援の具体化をお願いしたいというふうに思っております。

くらしの資金については、300万円を積み立てて後がほとんどないというちょっと皮肉な面もあるんですけども、今、言われたように、緊急小口資金等がかなり全国的にも使われて、それはそれで大きな力になっているということもありますし、一定、返済なんかも状況によってはなしにするとかいうような措置も取られつつあるという中で、そちらを選ばれるということが十分理解できるというように思うんですけども、ただ、これを機会に、町としての一つのセーフティネットとしてくらしの資金を長く運営されているという状況の中で、コロナ禍の下での一定の条件をつけてでも期間を長くするであるとか、また、貸付金の利子ですね、先ほど言った状況によっては給付にしていくであることも含めて、これはまた別の問題になるかもしれませんが、運用の完全等も含めて検討いただきたいというふうに思いますし、何より、この制度がなかなか知られてない面があるんですよ。実際、どこを探しても出てこないというのもありまして、そういう周知も含めて、ぜひお願いしたいというふうに思います。

それと、次に、感染対策という点で一つお聞きしておきたいんですけども、昨年、1回目の緊急事態宣言が出たときは、初めてということもありましたので、ほとんど閉まりました。例えば、観光案内所とかカフェとか和東荘も含めて、初めは全部休業になりました。なので、ある意味、国の支援があつたりとかということもあったんですけども、それ以降、2回目とか3回目とか、令和2年度も年始に緊急事態宣言がありましたけども、そのときは対応が分かれたと思うんですね。

そこは確認したいんですけども、観光案内所は商工会が指定管理者の中で、緊急事態になれば必ず閉めておられます。今も閉めておられます。一方で、いわゆる和東荘であるとか、カフェであるとか、活性化センターの関係というのは開けておられます。いわゆる婚活イベントも含めてされました。それで感染が広がったというわけじゃな

いので、そのことは結果論としてはいいんですけども、ただ、ここの同じ観光を進めていくという中で、和束荘とかも基本的には半公共的なものがありますよね。お金を入れているぐらいですからね。そういう点で、やはり感染対策という点で対応がすごく分かれているという分かりにくい部分があったと思うんですね。町としては、その辺の対応が分かれているという部分についてはどのようにお考えですか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本委員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、緊急事態宣言下のそれぞれの公共施設の状況でございますが、基本的には、法に基づくか基づかないかで一応判断をさせていただいております。

これまで4回の緊急事態宣言が出まして、第1回目につきましては岡本委員がおっしゃるように、国のほうから、面積にかかわらず全て休業しろという要請がなされました。これに基づきまして、昨年5月末までにつきましては、公共施設も含めまして全部休業をしております。この休業の中には学習塾であったり、また、そういう店舗ですね、それについても休業要請という形で出てきましたので、対応させていただきました。

それ以降につきましては、国または京都府におきまして、一定、面積基準を元に判断をされているところでございます。

1,000平米を超えているか超えていないか、また、屋内であるか屋外であるか、そういう要請に基づきまして、その都度、和束町におきましても対策本部会議を開催し、対応を図ってきたところでございます。

観光案内所につきましては、公共施設ということでございますので、当然、国からの要請に基づきまして休業、また、その他の施設につきましても、京都府の公共施設に準じて休業等をさせていただいたところでございます。

また、時間短縮につきましても、京都府の要請に沿った中で対応をさせていただいております。

例を挙げますと、和東運動公園につきましては、現在、午後9時までということで京都府のほうから要請は出ておりますが、屋外施設であっても感染防止を図るという意味で、基本的には新規の受け付けをしない。どうしても必要な場合につきましては、感染対策を講じて午後8時まで使っていただくということで徹底をしているところがございます。

和東茶カフェ等につきましては、やはり民間事業者になりますので、一定、その判断に委ねるという形をしているところがございます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

もちろん民間というかね、全体として今、普通のお店とかいうところは感染対策をして営業を続けると。もちろん時短とかの制限はあります。そうしないと利益が上がってこないというかね、生活できていかないという面もありますから、やむを得ないところもあるんですけども、それはちゃんと補償すればいいという面もあるんですけども、それがいい中では一定仕方がない面もあるんですけども、ただ、やはりカフェにしても、和東荘にしても、運動公園にしても、基本的にこれは公共施設なんですね。そこでの感染対策、いわゆる町として呼びかけている、いろんな呼びかけとの関係でも、ある意味矛盾したことが一方で感じることもあるわけです。

例えば、先日も運動公園で複数の野球チームが町外から来られて、静かにやるのはできませんけどね、物すごい大盛り上がりというかね、すごい密の中でやられているのを見て、大変これはどうなんかというような声もあったのはあったんですね。そういう点では、住民から見れば同じ公共的なところで対応が違うというのは、いろんな

意味で間違ったメッセージなんかも送りますので、そこはぜひ、よく配慮いただきたいと思うんですが、ただ、やはりやるならやるで、スタッフの方とかにはちゃんと定期的に検査するとかという、本当のそういう意味での具体的な感染対策も含めてやっていかないと、その場の自己責任だけでやってしまったら、感染力も強いわけですから、今後、いろんな問題も起こりますので、そこはもう少し検討いただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

それと、次に、福祉課のほうにお聞きしたいんですけども、一つは医療体制の問題なんですけども、これはページの的には民生費の関係になるんですけども、要は、町内での相談・検査・診療の体制というのを構築するというのが、令和2年度の中でも国の方針として出されたんですね、ちょうど今頃でしたけども。ただ、実態としては、地域で相談ぐらいはできるかもしれないけども、検査自身がなかなかできない。診療も基本的にはできないということで終わりました。この辺はどういう対応の中でそうやってきたのかということですけども、そこを説明いただきたい。

これは診療所事務長にもお聞きしたいんですけど、度々言ってますけども、いろいろ体制上、問題はあったとしても、こういうときに公的医療機関としての役割を果たすべきときだと思うんですね。ただ、診療所で検査一つできないというのは、やはりこれは公的な診療所としての役割が十分発揮されなかったというふうに言わざるを得ないと思うんです。そこをどのようにお考えなのかお聞きしておきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

町内での検査等の体制等につきましては、当然、小さな自治体ですし、検査機関等もなかなかないというところで、相楽の広域化の中で山城南の保健所を中心にやっていただいているというところがございます。町内3医療機関のうち2医療機関のほう

につきましては、一定、唾液等の検査等の対応はしていただいているというところがございます。

当然ながら、今年度につきましては、さらに感染が拡大し、また感染力も強いということで、相当深刻化しているというところではございますが、町内の体制、医療機関も当然数も増えてるわけでもございませんし、各医療機関、スタッフ等のこともございますので、実際、昨年度とほとんど変わらない対応が今年度も続いているというのが現状でございます。

○委員長（岡田 勇君）

国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（細井隆則君）

岡本委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、診療所での検査を実施してない理由でございますが、かねてから申し上げておりますように、体制の問題ということで先ほどおっしゃいましたが、そのとおりかなと思います。

感染防止対策というのが徹底できないということで所長からは聞いておるところでございます。感染防止対策といたしましては、例えば、先日の一般質問の際にも申し上げたと思うんですけれども、抗原検査でも2種類、定性検査と定量検査がございます。一つは鼻腔ぬぐい液の採取、もう一つは唾液の採取、PCR検査については唾液の採取ということで理解しております。

唾液の採取につきましては、各それぞれで検査を希望される方が容器に入れて持ってこられる場合もございますし、診療所のほうでスタッフがサポートして採取するという方法がございます。

ただ、その採取の際に感染のリスクが生じるということで、また、一定の閉ざされた空間と言いますか、診療所外で一定の空間が必要となってくるということ。なぜかと言いますと、ウイルスが含まれているかもしれない空気を外に出さない陰圧の装置

が必要というふうに診療所のほうで理解しておきまして、そういったものがないということで、診療所では実施しないということで、令和2年度から今まで継続してそういう考え方でおります。

ただ、質問の中でも触れられておりましたように、ずっとしていかないと、そういった体制が取れる、あるいは、そういう形でなくても取れる方法というものが必ずあるかと思っておりますので、今後、所長と相談しながら、できる形で検討したいと思っております。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

これで7回目だと思いますけども、今回で最後ですけども、いろいろ事情としては分かりますし、先生も高齢ということもありますので、実際に通常でもかなり制限した診療になっているという状況もある中で、事情的には分からないことはないんですけども、ただ、やはり緊急時ですからね、こういうときに役割が発揮できないということになると診療所自身の存在にも関わりますので、そこはぜひ、そういう立場でやっていただきたいし、陰圧がどうかっていう話もね、はっきり言ったら、それならそれで入れたらいいと思うんですよ。だから、そういうことも含めて、やはり必要な手段をちゃんと取るという中で、どうやればできるかという立場でぜひやっていただきたいなというふうに思いますので、そこはぜひ、できるようにしていただきたいというふうに思います。

最後に、保育所の関係で、これと関連して福祉課長に確認だけしておきたいんですけども、今現在でも子供の感染というのも広がっている中で、保育所もかなり緊張感を持ってやっていただいていると思うんですけども、昨年令和2年度の取組を通じても、ずっと支援センターも含めて、かなり感染対策をしていただく中で保育所を続けていただいたと思います。これは本当に頭が下がる思いですし、ここが閉まれば保護者の方も大変困られるわけなので、大変頑張っていただいていたというふうに思っ

おります。

ただ、そういう中で、やはり感染症という、特に今回未知のウイルスということもありまして、対応がいろいろ複雑だったと思うんですけども、そういう意味で、前にも言いましたけど、保育所に看護師であるとか、医療的に専門的な知識を持った方を配置していく、常駐していくということも今後必要なんじゃないかと思うんです。

例えば、診療所との連携とかずっと言われてますけど、診療所自身の体制がなかなか大変な中で、やはり保育所として独自に人を配置していくということも、こういう事態を受けて必要じゃないかと、令和2年度の取組についても思ったんですけども、その辺だけお願いできますか。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、岡本委員からありましたとおり、昨今でいきますと、感染症対策を考える中では確かにそのような手段もあろうかと思えます。しかしながら、和東町におきましては、人員の一定の定数、また和東町の保育園児が100人にも満たないような人数の中で運営しているところで、常駐の看護師等の設置というのが、福祉課、また保育園だけで単独でどうこうするというのが難しいもんでございます。これにつきましては、人事、また町の定数の関係等もございますので、明確にお答えするのは難しいんですけども、今のところにつきましては、園医の先生方等々とのやり取りの中で何とか対策等を取らせていただいているというところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから午前10時55分まで休憩します。

休憩（午前10時42分～午前10時55分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

6 番、井上委員。

○ 6 番（井上武津男君）

それでは、私のほうから、一、二点質問したいと思います。

まず、コロナ関係で、先ほど岡本委員がいろいろ質問されましたけれども、この中でも私からは、1 番として、感染された方は和東ではどれぐらいおられたのか、そして回復されたのは現在どれだけおられますかということで、それと、その方に対して風評とか差別の被害がなかったかということをお聞きしたいと思います。

というのは、昨年でしたか、南山城村のほうで風評被害があって、そして一家が南山城村から出ていかれたというようなお話を聞いてことがあります。そういうことがあって、和東のほうではそういうことはなかったかどうかということをお聞きしたいと思います。

○ 委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○ 総務課長（岡田博之君）

井上委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、現在の感染者の状況でございますが、総務課におきまして、福祉課長から連絡があり次第、ホームページのほうに掲載をさせていただいております。

本日まで、累計 15 人の方が感染をされたということで保健所のほうから連絡がございます。14 人の方が退院をされていると。お一人の方につきましては、恐らく今週ぐらいには退院をされるということで聞いているところでございます。

なお、風評被害と言いますか、もともと和東町におきましては本年 4 月に初めて感染された方が判明しました。そのときにつきましても、やはり保健所から福祉課長のほうに連絡があるのは、どこの誰というのは一切公表されておりませんので、私ども総務課には、特に風評被害等は聞いていないところでございます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

そういう感染症にかかれた方は入院、退院された後に、これらの方のアフターケアというのはどのようにされておるか、この辺についても少しお聞きしたいです。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

今の井上委員のご質問にお答えいたします。

退院後についてでございますが、先ほど総務課長からも答弁ありましたように、どなたが入院されてたか、感染されたかというような報告が京都府からは本町のほうになされておりませんので、退院後のケアというところが追いついていない、本町からは直接やっていないというのが現状でございます。京都府、また保健所のほうから、そちらについてはやっけていただいているものと思っております。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

そのようなアフターケアについて、やはり相談があった場合はどのようにお答えするか、これについて少しお聞きしたいです。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

もし、そういう方がおられましてご相談がありましたら、当然ながら、その内容について、一つ一つ丁寧な相談対応のほうをさせていただくというふうに思っております。

す。

今、世間で言われておりますのが、退院後、一定、病気が治っても、やはり倦怠感と症状がいつまでも残った方がいらっしゃるというふうにも聞いておりますので、国制度にのれるもの、また、のれないものにつきましても、その人の退院後の状況に応じた相談のほうは受けさせていただくというつもりでおるところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

新しい感染症でかかれた方が入院中にも大変な思ひをされて、そして、帰ってこられてもいろいろなアフターケアができなかつたら、これは大変なことになると思ひますので、まず、そういうことはできるだけよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、ワールドマスターズゲームズのマウンテンバイクについて182ページでありますけれども、世界大会に向けての競技大会はこれまでどれぐらいされておるのか、この辺について少しお聞ひしたいです。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

ワールドマスターズゲームズのこれまでの大会でしょうか。カナダのトロントから始まった大会でございます。今回、アジアで初めて日本で開催されるということで、世界各地で開催されてまいりました。ただ、ワールドマスターズゲームズ、本来でございましたら5月開催でございましたが、コロナの影響によりまして、来年の5月の13日から29日と、和東町の大会につきましては13日の公式練習日、14日から16日が大会という形で予定となっております。

アジアで初めての大会ということで、来年予定はされているところですが、このコロナの状況の中でまだまだ変動する可能性もあるという情報も得ているところでございます。

よろしく申し上げます。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

ワールドマスターズゲームズで行われるスタートの直線コースなんですけれども、これは完全にできているかどうか、また、いつ頃に完成されたのか、その点についてもお聞きしたいです。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

ワールドマスターズゲームズに向けまして、スタートコースでございますが、令和元年度に100メートルの6メートル幅のコースを完成いたしました。同時に、併せまして、バスの転回場の整備ということで、令和元年度、また2年度にまたがりまして、今、お手元の事項別明細書182ページの14節工事請負費ということで、湯船マウンテンバイクランド整備工事ということで、これがバス転回場の工事に係るものということで1,428万8,200円出ておりまして、一応、スタートコース、バス転回場、全て工事は完成しているという状況でございます。

よろしく申し上げます。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

いわゆる観戦の場所というのは別にまた考えられておるとは思うんですけども、それも一応場所として考えて、そこにはあられるわけですか。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

マウンテンバイクにつきましては、山の中のコースでございます。山の中のコース約10か所程度の観戦スポットがございます。また、昨年度、株式会社湯船のほうにご依頼させていただきまして、マウンテンバイクランドの道を挟んだ対岸にコースを見れるような形でベンチ等の作成もさせていただきまして、スポットとしては、昨年度、決算の中で一定の整理はさせていただいているところでございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

ありがとうございます。

初めてのことで、いろんなところに目配りしていただかなければならないと思います。成功するようにお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

私からは、事項別明細書の102ページの関係で、スマートワーク・イン・レジデンス事業に関してお尋ねしたいと思います。

この事業委託料として300万円出ておりますけれども、スマートワーク・イン・レジデンス事業というのは、多分、サテライトオフィスの関係かなというふうに思うんですが、この利用状況について、まず教えていただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

スマートワーク・イン・レジデンスにつきましては、一般社団法人国際日本茶協会の方に事業を委託しております、300万円の支出が出ております。

利用状況につきましては、昨年度全体で538人のご利用がございました。こちらは事業者のご利用、また茶源郷まつりでありましたり、またモニターツアーの企業の参加者を含めております。

また、昨年度はコロナの中で、4月から9月まで毎月1回定期的にテレビお茶会ということでオンラインでの事業をさせていただきまして、お茶会の事業であるということで、またコロナの中で減免措置をさせていただきまして、町内の方も一定サテライトオフィスを使って大学の講義をされたという実績が上がっております。

以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

十分利用はいただいているということでございます。これはですね、やはり300万円を拠出して委託しているわけですから、その費用に対する効果って読みづらいく所はあるかと思うんですが、そのあたりはどのような分析をされておられますか。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

やはり効果としましては見えにくいものがございますが、ようやく5年目に入るわけでございますけれども、今年度になりまして、京阪奈学研都市の企業が10月から来年の1月まで定期的にご利用いただくということで、事業者さんとの結びつきができるかなということで、一定の効果が見えてきているかなという状況となっております。

引き続きまして、サテライトオフィスの活用、令和3年度もこの施設を利用した事業の補助金の新しいメニューでありましたりということで考えてはいるところでございます。

補助金につきましては、企業が定期的に使っていただくようにということで、1事業当たり10万円、これは令和3年度の事業でございますが、これから出していきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

定期的にご利用いただける予定があるということですが、これをどのような形でPRというか、やっぱり広く伝えていかないと利用者も増えてこないと思うんですが、そのあたりはどのような形で進められておられるのか。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

PR、周知の方法でございます。令和2年度におきましては、やはり町外の方に来ていただく施設ではございますが、町内の方にも知っていただきたいということで、

コロナ禍の中で密を避けながら施設に来てもらう、足を運んでもらうということで、VR体験をサテライトオフィスでさせていただきました。人数10名以内ということで、町内の方にもお越しいただきまして、1日約50名ぐらいありまして、その中で施設をご覧いただいたということになっております。

今後でもですね、このサテライトを住民の方にも知っていただいて、そこから町外の方にも発信できるような施設ということで、今現在、事業委託先と広報の仕方を物すごく重要視しないといけないということで、在り方を検討しているところでございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

いろいろと調整をしていただいているということでございます。やはりより多くの方に知っていただいて利用いただくという形で、これからも引き続いて努力いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、同じページのおもてなし茶室デザイン製作業務委託料として400万円出ておりますけれども、これは茶畑等に茶室を移動されて利用されるというようなものかないふうに思うんですが、これの利用実態、また利用された方の声というか評価とどうか、そういったことをもし把握されているようでしたらお願いできますか。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

このおもてなし茶室につきましては、それぞれ農家さんの茶畑に置いていただきまして、自分の茶畑の中で作られたお茶を飲んでいただき、それをSNS等で発信して

いただいてということで、フランスのボルドーワインとかテロワールという形で、和東の茶畑も同じように似たような形でということで、事業者の盛り上がりもあるということの中でご協力いただきまして、令和2年度につきましては、原山と釜塚の茶畑をお借りさせていただきまして、その中でPRをさせていただきました。

コロナの時期を避けた中で、3月5日から25日までの間につきましては、1時間に3名の方にご利用いただけるということで住民のほうにPRさせていただきまして、約20名ぐらいの方のお申込み、事業者の方、それから住民の方が一度見たいということで、原山の茶畑を見ていただくということでお連れさせていただいてご案内させていただきました。

また、声というのは、非常に今までに同じような茶畑の景色を見ておられるんですが、違った感覚でということで住民から声はいただいております。

また、各農家の方も、自分たちが自らお茶関係の方を呼んでこられまして、それを動画配信されたということで、実証実験ではないですが、ご協力いただいた中でこの茶室を使っていただいたと。

今年度以降につきましては本格的に貸出しということで、4月5日以降、貸出しできますということでホームページで挙げておりまして、現在はお茶の時期でございますので、なかなか実際には建っていないんですが、また申請書を頂きたいということで、申請書をお持ち帰りいただいている農家さんもいらっしゃるというのが状況でございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

農家の方から申請があつて貸出しをされるということで、非常に難しいのかなとは思いますが、以前に町外の方から、この茶室は今どこにありますかって聞かれたこ

とがあるんですね。せっかくそういう形でされるわけですから、農家さんの予約が入った時点で町外の方にもPRできるような手法を考えていただいて、そこは農家さんとの調整が大切になってくるんですが、対応していただかないといけないので、ここについては調整をしていただいた中で、より多くの方にそういう体験をしていただけたらと思うんですが、そのあたりはいかがですか、可能ですか。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

農家さんのご協力次第で可能だと思っております。チラシも昨年度の決算の中に上がっておりますが、無料で貸出しますが、必ずこのチラシを皆さんに周知してください、SNSで発信してください、これが条件になっておりますので、そういったことをご協力いただけるように考えておりますし、また、そういうふうをお願いしたいなということで思っているところでございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

SNSで発信していただくということですから、例えば、登録されているとかいう方は確認できるんでしょうけど、一般の広く見られるTwitterのような形で発信というような、そういうことも含めて、また町のホームページのほうでもそういったことをオープンにしていだけることです、町内の中でこういうことを今やられているということを周知できるのかなと思いますので、引き続き、また、そういう形で取り組んでいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

何かあれば。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

ありがとうございます。

ただいまのホームページというのも、本当にいろんな媒体を通じまして発信していきたいと。いろんな事業がございますが、やはり事業者の皆さん、農家の皆さん、全ての方のご協力をいただいた中で事業を進めるというのが主になってきますので、十分協力いただきながら、いろんなメディアで発信・PRをしてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

これからコロナ禍の中でなかなか厳しい状況ではありますけれども、やはりこのすばらしい景観を楽しんでいただくために、また町内・町外の方にもたくさん来ていただいて、そのことで町内が盛り上がるように、そういう発信も重要かと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

二、三質問させていただきます。

今、京都府は緊急事態宣言が発出されております。和東町内においても、老人クラブ等のゲートボールあたりも全部やめておられます。本来、これは教育長にお聞きしたいんですけど、おられませんので副連合長の町長にお聞きしたいんですけど、和東小学校、今、少年野球等でグラウンド利用がされておられます。今朝ですね、住民の人から問合せがあったんですけど、この間の休みの日に、車が50台ほど来て野球を

してたと。感染対策はできているのかというようなことを聞きました。だから、実際、町長はそこまでつかんでおられないと思うんですけども、学校の貸出しは教育委員会を通じてだと思うんですけども、その辺の判断はどうされているか、答弁できたらお願いしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

宣言が延長されてきているということで、先ほど来いろいろ出ておりますが、宣言に対してのいろんな措置というのは一定示されております。そういうことで公共施設とかいろいろやってきているわけなんですね。そして、今ご案内のように、小学校のグラウンドは教育委員会管理ですけども、併せて、小学校の施設の管理とか、それプラスそういった基準的なものが出されております。それにのっとりやっておられるのかなと、このように思います。

ただ、今、言われるように、こういうときですから、どこも共通するのは密を避けるとか、そういうことがありますので、その辺は十分きちっと守ってもらうということが大事だと思いますので、ただいまいただきましたご質問の趣旨ですね、その辺のところをきちっとしていくようにと、教育委員会にも十分伝えていきたいと思っております。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

不要不急の外出を控えてくださいというような意味での緊急事態宣言の発出だと思いますので、その辺の確認をしっかりと取っていただいて、やはり地域住民の人に不安を与えないような形にしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、188ページ、一番下のほうの補償補填及び賠償金3,300万円、これが繰越しになっているんですけど、本来、補償補填及び賠償金というのは急を要するかと思うんですが、この意味合いの説明をお願いしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

21節補償補填及び賠償金の繰越し3,300万円でございます。これにつきましては、石寺橋の関係の用地補償費でございます。

先日、地権者の同意を得まして、一応、今年度末に家を解体・明渡すということで話ができました。それプラスアルファ、他の敷地の用地費でございます。

まず、家を一番先に動かさなきゃならないということで、家の交渉をしました。それが完了するのが今年の12月ということになっていまして、補償費の支払いはその時期になりますので、現段階では明許繰越しのままでおります。

○委員長（岡田 勇君）

10番、岡田委員。

○10番（岡田泰正君）

私のほうから若干質問をさせていただきたいと思います。

今回、決算審査意見書等々を昨日から拝見させていただいているんですけど、今回のこの決算書は、予算額については去年よりは数字が上がっていますが、コロナ対策とか、いろんな補助金が入っていて、非常に寂しい内容の決算内容になったんじゃないかと。規模が非常に縮んだ決算内容になったんじゃないかと、このような感覚を受けております。

それはいろんなところで見分けられるんですけど、各特別会計の中にも一般会計からの繰入金去年よりたくさんの会計のほうに入っていると、金額が多くなって

いるとか、そういった形で、何か和東町の経済そのものが縮小傾向に入っているのかなど、このように感じておるところでございます。

それで、いろんな形で今回第4次総合計画が令和2年度で最終年度を迎えたと。それで、このまちづくりについて一つの核になるのは、人口問題であると考えます。第4次計画をされたときの和東町の人口が現在までどのような状況にあったのか、そのときシミュレーションされていると思うんですね。人口計画というものが出されると思うんですけども、それについての総括をお聞かせいただきたいと、このように思いますが、いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

岡田委員のご質問にお答えいたします。

人口のほうなんですけども、現在、第4次計画に続きまして第5次総合計画を策定している中におきまして、K P Iの数字としまして、第4次計画のほうでは4,300人を目標として取り組んできたところなんですけども、昨日の説明のほうでもありましたように、目標には至らず、現在3,787名ということで数字がなってまして、こういった中身の取組の分析をしたところ、まず、どうしても社会増減という形で、転出と転入の人数につきまして、転出される方が大変多くなっていることから、こういった状況をまず改善していく必要があるという部分がまず1点と、あと、合計特殊出生率を上げていくために、子育て支援策、これまでも和東町のほうでは大変支援を充実してきたところなんですけども、なかなか人口の増加につながっていないというところがありますので、そういったところを次の第5次計画ではさらに充実できるように取り組んでいきたいと考えております。

また、今回そういった次の将来に向けてでありますけども、第5次計画に当たっては、犬打峠トンネル、こちらのほうも先ほどの質問でも1点ありましたけども、こう

いったインパクトを生かしまして、次の人口増加に向けて町として、町独自ではなくて近隣の市町村であるとか関係団体、そういったところと一緒にあって取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

10番、岡田委員。

○10番（岡田泰正君）

今、答弁いただきましたが、転出の方が多いというお話をいただきました。かつて令和元年でしたか、私は、和束町の人口の動きというものを当時の課長にお聞きいたしました。そのときには社会減、あるいは自然減、これを合わせると年間で100名程度の減少があったというふうに記憶をいたしております。それで、そのときの条件を当てはめて今回そのような方向であったのか、あるいは増に向かっているのか、変化があったのか、その辺のこともお伺いしたいと思います。

それと同時に、やはり合計特殊出生率の問題も絡んでくると思います。これは調べさせていただきました去年の統計なんですけれど、京都では1.22になっております。ちなみに、近隣府県では奈良県が1.26、滋賀県が1.47、大阪府が1.13という状態でなっております。いずれもこれは人口マイナスの要因になってくると思うんです。これで全国で一番高いところが沖縄県の1.86、これで大体イコールですね。次に島根県、宮崎県、低いところでは東京都が1.13、北海道・宮城県が1.21、これに匹敵するぐらいが京都府の1.22なんです。じゃあ、和束町の現在はどのようになっているのか、経過はどのようになっているのか、上がっているのか下がってきたのか、それについてご答弁いただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

岡田委員のご質問にお答えさせていただきます。

平成30年の合計特殊出生率になりますけども、0.94になってまして、こちらのほうが年々下がってきている状況にあります。

先ほども申しました総合計画のほうでは、こちらを1.8にもっていこうということで、先ほど岡田委員が言われたとおり、沖縄県のような、さらに地域の人口増を図るべく取り組んでいこうと考えております。

また、自然増減の推移の話なんですけども、それにつきましては、まず、令和元年になりますけども、自然減少につきましては、令和元年で51名の減少になっております。また、社会増減につきましては36名の減少となっておりまして、先ほど言われましたとおり、現在もおおむね100名の減少が続いている状況になってまして、自然増減につきましては、これはどうしようもないことなんですけども、社会増減、ここをどうしても引き上げるために、合計特殊出生率につきましては、特に各年代ごとの出生数の平均を取りまして、それを足し上げた数字になってきますので、ここで分析しますと、人口の人数もそうなんですけども、特に20代の方々の出生数が少なくなっていますので、こういった方を先ほど申しましたトンネルの開通に合わせまして、宇治田原町とか、京都市方面のほうから移住・定住を進めまして、この増加率を上げていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

10番、岡田委員。

○10番（岡田泰正君）

やはり従前と変わらぬ人口減少が続いておるということでお聞きしています。第4次総合計画の初年度から現在までの年数は経ったわけなんですけれども、その中で各課は一生懸命努力をされてきて、いろいろな事業もされてきて結果を見ております。その中で、なお効果が表れてない。じゃあ、それはなぜなのか、その辺のことを今日の

後の全体会議の中でお話しいただけると思うんですけど、結果を踏まえて、どのようにすれば効果が出るのかというところを聞かせていただきたいと思います。

人口を増やすということは、社会の中では人間でいう血液が活発になる。そうすることによって経済が発展する。何もかも正のほうのリサイクルに入ってくると思うんですね。だから、今の状態はマイナスのほうのサイクルに陥ってますので、何とかここをプラスの方向に変えていただきたい。

我々も一生懸命努力し、あるいは行政の方もそれなりに一生懸命努力していただきたい、このように思うんですけど、その辺の方向性について、いま一度、各課の方にお聞かせいただきたいと思いますと思うんですが、いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

第4次総合計画につきましては、基本構想、前期基本計画ということで、10年前に策定されまして、その後、基本計画というものにつきましては5年ごとに策定することになっておりますので、今回は平成28年3月に策定をしまして、その中でも各常任委員会のほうで説明をさせていただきまして、その中でもご意見としてありましたが、今までと代わり映えがしない、特に子育て支援策とか、こういったものがインパクトがあるようなものがなかなか計画の中に見えてこないというご意見もありました。

そういった過去の経過等も踏まえまして、今回の計画策定に当たりましては、特に、先ほども申しましたトンネルの開通であるとか、先ほどご質問がありましたけども、総合保健社会福祉施設、こういったものの施設を通じたにぎわいの創出であるとかです。そういったものを通じてこれまでになかった取組を新たに取り組んでいきまして、今まで実現されてこなかった人口の増加を図るよう取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

10番、岡田委員。

○10番（岡田泰正君）

今までお聞きしているんですけど、今、コロナが3年目に向かって、妊婦の方が出生を控えているというようなデータも伺えます。その理由としては、感染症が親子にうつることの心配、不安というものがあるわけですね。そして、子育てに対する経済的な不安、それからワクチンの親子への影響への不安、こういったものが大体7割ぐらい、若い女性の方が不安に思っただけで子供を産むのをためらっているというような状況を町としては、妊婦の方にいろいろメッセージを出して解消していただくというふうなことも必要ではないかと思うんですけど、このような取組についてどのようにお考えになっていますか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

岡田委員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の質問でも多数ありましたが、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして様々な新たな課題というのが見えてまいりまして、そういったポストコロナの社会におきまして、いかに住民の生活を充実させていくかというところで、そこは大変課題になっておりまして、今、答えがあるかと言われますと、明確な答えは我々も見いだせてない状況ではありますが、これにつきましては、やはり住民の皆様がご理解、納得をいただきまして、そういった上で施策を新たにつくり上げて、そういった住民と行政が一緒になった取組を進めてまいりたいと考えておりまして、今回の第5次総合計画におきましても、答申のほうで今回会長をしていただいた先生のほうからも、住民との意見交流をできる場、そういったものを設けるようにということで答申をいた

だいていますので、そういった形でこれからの取組を住民と一緒に考えながら、ポストコロナ社会でどういった子育て支援であったりとか住民生活の充実が図れるかということを考えていきたいと考えております。

○委員長（岡田 勇君）

10番、岡田委員。

○10番（岡田泰正君）

何遍も言いますが、少子化が我が町のまちづくりの根幹を揺るがすというふうな大変重要な問題だと私はとらまえておるわけでございます。ですから、府とか国とか、こういうことをやりなさい、こういうことをやったら補助金をあげますよというような差別のない政策、各都道府県同じような、各市町村同じような政策をとっても、和東町へ来てくださいというインパクトの度合いというものがないわけですね。どこへ行っても、どのようなことをしていても、子供の政策についてはほぼ一緒だと。だから、不便な和東へ行く必要がないんだというふうに見られてるんじゃないかと思うんですよね。だから、行政としても思い切った差別化、各地域と差別化をしていく、和東ならではの政策というものを考えていかなきゃならないのかなと。そこに都市圏であるとか、地方であるとか、そういった方々が魅力を感じていただけるような政策というものが必要であろうと思うんですね。

その中で、私、資料として今日持ってきたんですけれどね、各町村で、少子化で悩んでおられる、あるいは地方創生で活性化をもっていこうとしておられる市町村が、中・高校生を対象にした公営の塾というものを市町村で、北海道であるとか、各地域でやっておられます。こういう冊子があるわけなんですけどね。教育とスポーツ、これで地方の再生を目指していこうと。だから、これについては資金的な問題とか、やはり地方にとっては非常に痛みを感じる場所もあります。これにかけてみるのも必要じゃないかと思っております。

そういったことで、私が申し上げたいのは、今までどおりの政策じゃなくて、やは

り地域との差別化をこれから鮮明に出していく。そして、それを各ホームページなりSNSなりでアプローチしていくと、こういうことが非常に大事だと思うんですけど、最後にこの点についてだけお考えをお伺いしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡田委員からいただきました質問に答えさせていただきたいと思います。

第5次総合計画に向けて、今、取り組んでいる。そして、第4次総合計画の総括と絡めて、質問と合わせて担当課長から答弁をさせていただきました。今、一言で言うなら、和東町のまちづくりというのは、和東町の歴史・文化・自然、そして基幹産業である茶業、ここの生業をきちっとアピールして、そしてやっぴいこうというのが一つの大きな問題です。

それを基本にしながら、いろんな環境が変わってきました。先ほど課長も言いましたように、道路状況とか変わってきます。また、アフターコロナ、ポストコロナですかね、今までの価値観が大きく変わります。それと、農山村の果たす、これはありきたりの言葉ですけど、それをどう発揮していこうかと。そのときに、今、岡田委員が言われたように、国の制度では一つの制度で補助金を出します、これは早くから終わりました。いわゆる、そこでどういうものを計画して、そして創意工夫をしながら、そのまちづくりにあるという主体性はこちらの市町村に変わっているわけですね。昔はどこへ行っても同じ補助金だというようなことだったけども、今はそうじゃないです。

だから、そこは先ほど担当課長も言ってますように、和東町の実態を見て、何が必要か、そういうものを住民と協働しながらつくり出していく。そのためには住民と協働できるシンボリックなものが大事だろうと。いわゆる福祉であったりとか、そしてまちづくりであったりとか、そういう拠点というものがとにかく大事だということで、

さっきもありましたように、総合施設に今、重点を置いているわけなんですね。そして、やっていこうということなんで、その結果として自然増につながるか、社会増につながるか。自然増というのはなかなか難しい問題がある。それ以前の中で考えていかなきゃならない。まず、社会増をどう図っていくか、ここにつながるだろうと思っております。

そのように考えたときに和東町は立地的には近畿のど真ん中。そして、新名神も含めていろいろな交通状況も変わってきます。それと、京都と奈良の真ん中。そして基幹産業を抱えております。そして、弥生時代から発展してきたということでもありますし、奈良の興福寺だとか荘園がありました。近くは御陵地もあります。こういうのもフルに生かしながら今やっていこうと。

これまでの答弁でいろいろ出てきて共通しておるのは何かと申しますと、和東町のまちづくりは行政だけではなしに、何とか住民の人も一緒に参画していこうと。さっき草水課長が答弁していました、若い青年農家の方とか一緒になって取り組んでいこうと。行政だけじゃなしに、そういう盛り上がりをつくっていく。そういう中で和東町はすばらしいね、いいところやね、これをアピールしていきたい。

だから、行政だけではなかなかいきませんので、まず協働で取り組んでいくというのが、これは第4次総合計画の大きな柱でありますし、先ほどの課長の答弁も、協働して取り組みたいから、交流を深める場とか住民とのふれあい、意見交換をしながら、どうつくり出していくか、ここだと思えます。

今、自然学校とか、そういう塾に近いようなものもよくやられております。和東町の出身でも長崎へ行った人がいるんですが、それは自然の学校を求めてやったんです。三重にも一つあって、全国で五つあるんですが、それに取り組んでおります。そういう細かい塾があるところもあります。

それだけやなしに、その塾がいいのかというときに、自然塾やないですけども、このアフターコロナのときには和東町のエリアという自然豊かなこれだけの環境、ここ

に一つはヘルスエリアでもある、教育エリアであったり、健康エリアであったり、そして福祉エリアでもあるか分かりません。だから、そういうものをこれから見出してやっていくために、意見をいただきながら一緒につくり上げていきたいと思っておりますので、これからもひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

10番、岡田委員。

○10番（岡田泰正君）

昼の時間も迫ってますけれども、申し訳ありません。もう1問だけ質問させていただきます。

今、町長のほうから答弁いただきまして非常にありがたく思うんですけど、やはり基本はそのとおりだと思います。しかし、行政というものはトップに立って、仲よしクラブじゃ駄目なんですよ。やはり先頭に立って、そして住民の方を納得させ、そして引っ張っていく、その努力、それが共生であったり協働であったり、私はそのように考えます。

ただ、寄り添って、仲よしクラブでいくような行政は発展しないと思ひます。やはり町長なら町長のビジョン、そういったものを持って突き進んでいく、そのリーダーシップ的なものを町民の方も我々も望んでおりますので、その辺を非常に深く自覚していただいて、これからの運営についてひとつよろしくお願ひしたい。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩します。

休憩（午前11時43分～午後1時30分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

7 番、岡本委員。

○7 番（岡本正意君）

それでは、事項別明細 2 2 5 ページの国民健康保険のことについて少しお聞きしたいと思います。

令和 2 年度は、先ほどありましたように、コロナ禍ということで、いわゆる新型の感染症が流行しました。そういう中で、命や健康を守ることが行政として何よりもやらなきゃいけないということが改めて認識された、そういう年だったというふうに思います。その意味で、町民の命を守る制度である国民健康保険、後期もそうなんですけども、国民健康保険は特に加入者が多いという状況の中で、この役割というのが大変大きいことだというふうに思います。

そこで確認をしたいんですけども、やはりこれだけ未知の感染症が流行するという中には、いざ体調が悪いとか、また感染したかもしれない、また感染したというときに医療へのアクセスというものを妨げないとか、躊躇させないということが何よりも大事だったと思います。その意味で確認したいと思うんですけども、いわゆる保険証というのが、ある意味、皆保険の核なわけですけども、この保険証が正規の保険証を届いていない、そういう方がどれぐらいおられたのか。いわゆる短期保険証というのはどれぐらいおられたのか。それと、何らかの事情があるかと思えますけども、その短期証が期限がありますから、切れてしまうとかいうようなことも含めて、一瞬でも無保険になるような状況、そういったことが実際にあったのかどうかですね、その辺いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

岡本委員のご質問にお答えいたします。

ご質問のありました短期証の発行件数でございますが、直近の 5 月 1 日時点で世帯

数と把握しております分につきましては、短期証の対象世帯とさせていただいているのが12世帯、その被保険者数としては14名の方になります。そのうち有効期限が切れて期限が到来してしまっている方につきましては、7世帯8名の方になられます。

短期証につきましては、2年置きの国民健康保険の被保険者証の一斉更新時におきまして、そのときを基準に短期証世帯の方をまず把握させていただきまして、短期証の有効期限としましては、3か月の有効期限及び6か月、12か月という期限でもって交付させていただいておりますが、有効期限が切れる日にちが近づいてまいりましたら、更新のほうで来庁されるようにご案内をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

今ありましたように、これは現在の数字ということですが、いわゆる12世帯14人の方が短期保険証で、そのうち有効期限が切れていると思われる方が7世帯8人ということが今現在の数字として報告されました。そうなりますと、令和2年度におきましても一定数そういう方がおられたらろうし、コロナ禍が今も続いているという状況の中で、そういった方が事実上、無保険のような状態に今なっているということだというふうに思うんですね。これはやはり、これだけの災害級と言われているような、しかも自宅療養等を強られる中で、命の危険もリアルな問題として、今、起こっている下で、大変由々しき事態だというふうに思うんですね。

それで、こういう緊急事態というときにも通常のように、あなたは滞納しているから期限が切れる保険証を渡して、期限が迫ったら役場に来てくださいとかね、そのとき渡しますとか、そういう対応をしてたら駄目だと思うんですね。いつ感染するか分からないわけですから、また、いろんな体調不良も起こるわけですから、やはり医療にかかるという意味での壁というか、妨げをつくっているというふうに言わざるを得

ないと思います。

それでお聞きしますけども、国民健康保険というのは社会保障の制度なんですね。これは法にもちゃんと明記されておりますけども、ですから、これは国民の医療を受ける権利なんです。ですから、お金と引き換えに保険証を買ってるわけじゃないんです、民間保険じゃないんだからね。いわゆる公的な保険です。ですから、まずは命を優先するという措置を取るのが行政の責任だと思います。そういう点で、こういう状態を放置しているというのは、やはり大変よろしくないと思いますので、短期証だとしても本当は正規の保険証だと思いますけども、せめてそういう連絡が取れない例はあったとしても、最低限こちらから郵送も含めて、届けるも含めて、ちゃんと保険証をある状態にしていくというふうに先にさせていただきたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

お答えいたします。

岡本委員がおっしゃいますように、確かに社会保障であるということで、医療を受けていただく機会をなくされるようなことはあってはならないこととは考えます。ただし、保険税のほうですね、こちらの納税義務もございます。他の被保険者の皆様も同じように納税義務を果たしていただいている中で、やはり滞納されている方についての徴収というのは私どもの責務でありますので、その徴収の機会を得るためにも短期証の運用というのはさせていただいております。

また、コロナ禍であります。それ以前からも納税のほうを必ずしないと保険証をお渡ししないのではなく、まず、納税のための計画を立てていただくですとか相談に乗っていただくということで、ご相談のほうとかしていただけるということを目的としておりますので、納税が例えば一銭もないからといって保険証では発行いたしません

という対応をいたしておりませんので、ご相談いただきましたら保険証のほうは必ず交付のほうはさせていただいているところでございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

もちろん言われるように、どれだけ高い保険税だとしても、それを負担するというのは義務だというふうには思います。できる限り負担をしていくということは理解しております。

しかし、お聞きますけどね、この短期証を発行することで納付の機会をつくると言われましたよね。要は、この券もらえなくなるよという人質みたいなもんですよね。それが社会保障ですか。ですから、納税機会を得るというんだったら、それ以外に納税機会を得る方法は幾らでもあるでしょう。連絡を取る、訪問する、いろんな形でできると思うんです。そういうことで保険証を人質に取らなくても、納税の義務を果たしてもらうことはまた別の問題。

先ほど、まずは相談と言われましたけども、まずはちゃんと保険証を渡すというのが社会保障の考え方だと思うんですね。それをまず行政が責任を果たして、被保険者の方に納税の義務を果たしていただく働きかけをするというのが順番だと思います。

特に、今、コロナ禍で、本当に命の危険というのもある中で、感染者が広がっている危険もある中で、皆保険というものは崩壊の危機だとも言われてますけども、その保険証さえ手元にないと、期限が切れてるというのは本当に命の危険だというふうに認識してもらわなくちゃいけないと思うんです。ですので、まず、保険証を短期であっても、切れ目なく、とにかく届けるということがまずこういうときは大事じゃないんですか。町長、いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今ありますように、一番大事なものは、社会保障という観点からですね、やはりその人たちの命を守るという観点は当然大事でありますし、今も課長も答弁しているとおりのことです。ただ、もう一つは、税というのは公平の原則もありますし、いろいろな観点から十分話し合いをさせていただくという観点も否定はできないだろうと思います。

だから、もう一つは、保険証がなければ窓口で後で何しますとか、そういう対応とか、結局、拒否しているというのは少ないと思います。しかし、住民と相談して納税してもらったから発行じゃなしに、相談させていただいて、そういうことをしながら寄り添ってそういうものを発行しているという課長の答弁どおりでありますので、これはある意味では、今、岡本委員が言われる社会保障という一点張りのところでしたらそういう意味もありますが、社会保障をきちっと公平の原則で運営していこうという意味では必要なところがあります。これのすり合わせというんですか、これが非常に大事だと思います。

いずれにいたしましても、住民の命が大事でありますので、そこへ寄り添って運営していきたいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる全国的にはこの保険証を短期であったり、また和東ではそこまではしておられませんが、いわゆる資格書であるとかいうことの中で、受診控えであるとか、また、そのことが壁になって医療機関にかからない中で重症化して亡くなるケースというのは毎年報告されております。そういったことが1件でもこの町内で起こったら行政というのは責任が大変重くなるというふうに思いますので、特にこういった状況の中ですから、そこは先ほど町長が言われたように、何よりも命が優先されるという

立場に立って運営いただきたいと思いますので、そこはぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、公共交通の関係をお聞きしたいんですが、112ページぐらいになると思います。112ページは路線バスの関係もありますが、あと、グリーンスローモビリティの関係、それに関連してお聞きしたいと思うんですけども、公共交通の問題で言いますと、長年、町のほうではご努力いただいていることだというふうに思うんですけども、令和2年度におきましては、いわゆるゴルフカートと言いますか、グリーンスローモビリティの観光に特化したところをやりながら、生活路線としても運営できないかということで試験的な走行というのも行われてきたと思います。ただ、結果として、令和3年度からにおいては、観光用の分だけを有償運行するという結論になりました。

そこでお聞きしたいんですけども、生活路線として、そういった運行に踏み出せなかったというところの理由というところを、令和2年度の取組を通じてどのように判断されたのか。そういった結果を受けて、今後どういうふうに住民の足を守っていく、充実させていくという方向性を考えておられるのか、カートについては地域力推進課の課長にお願いしたいのと、今後については総務課長にお願いしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

グリーンスローモビリティということで、令和2年度におきましては、観光ルートでございます石寺ルートが土曜日・日曜日・祝日、それから平日は月水金と東和東ルート、火曜日・木曜日は西和東ルートということで運行させていただきました。また、3月には柚田別所ルートということで、ほぼ令和2年度をもちまして、令和元年度から住民向けのルートを考えまして、ほぼグリーンスローモビリティで運行できるルー

トを運行させていただきました。

結果を踏まえまして、今、岡本委員のほうからもございましたように、観光を主とした運行というのは非常に好評であるという結果がございます。また、住民生活というのも利便性の向上ということで、診療所でありましたり、路線バスの接続ということで、時間に合わせて運行を考えたわけでございますが、やはり車両も人数が3名から4名ということで限られていること、また、悪天候のときにはやはりグリーンスローモビリティでは難しいという結果となっております。

ただ、和東町内の住民の方が生活に直結したではなくて、ゆとりのある生活ではないですが、西和東の住民の方が東和東、また東和東の住民の方が西和東の景観を見に行かれる。自分たちが普段見ている景色ではございますが、それを20キロ以下のスピードで運行するというグリーンスローモビリティということで、一つの観光とした、ゆとりのある生活と言いますか、そういった乗り物にとっては非常にこのグリーンスローモビリティとか有効であると思っております。

また、この令和2年度につきましては、ふれあいサロンの開催日に合わせまして高齢者の方に試乗していただきました。本当に反響もよくということで、こういったグリーンスローモビリティがあればいいなという声かけもいただきましたので、実際に路線バスに直接接続するようなルートではなく、今後としましては、やはり先ほど申し上げました、ゆとりのある運行で、高齢者の方だけではなくて、小さいお子様から乗れる乗り物でございますので、違った方向の中で運行する。地域の中で運行させていただいたり、ふれあいサロンでありましたり、いろんな幅広い目的でこのグリーンスローモビリティというのは有効活用できるかなということを思っております。

また、この運行に際しまして、地域公共交通会議の大学の先生にもお入りいただきまして、今年度も地域住民のためのグリーンスローモビリティ、もう少し足を踏み込んだ中で検討していくようにというお言葉もいただいておりますので、コロナという状況ではございますが、ゆっくりと令和3年度事業の検討をしてまいりたいと。この

まま石寺ルートだけではなく、ほかのルート、また住民向けのルートというのをじっくりと考えてまいりたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本委員のご質問にお答えをさせていただきます。

地域力推進課長が申しあげましたように、令和元年度、令和2年度ということで実証実験ということで、公共交通としてグリーンスローモビリティが活用できるのかということいろいろ検討をさせていただきました。一部の地域では利用があって、便利だなというお声もいただいております。しかしながら、バスの接続時間に合わせて地域公共交通という形で実証実験をしたわけなんですけども、やはりなかなか利用は伸びなかったというのが現状でございます。

総務課におきましてはそれを踏まえまして、令和3年度以降、今年度以降ですね、住民の方にアンケート調査、実際は来月のほうにアンケート調査を実施させていただきまして、和東町の公共交通の在り方、再度、住民の声を聞かせていただく予定でございます。それを受けまして、当然、和東町といたしましては地域の皆様とこのマイクバス等の小さいバスを含めた公共交通の在り方を検討しながら、前向きに進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

先ほど地域力推進課長のほうからもありましたけども、やはりゴルフカートというか、グリーンスローモビリティというのは、もともと観光用として導入されたもので

す。だから、ある意味、目的が違うと思うんですね。住民の方にしてみても、乗るにしても、それと似たような利用目的ということになってくるということだったと思うんですね。ですから、やはり生活の足というのはそういうものとは全く違うということですから、出発点からちょっとずれてたんじゃないかと言わざるを得ないというふうに思うんです。

今、総務課長のほうから、近くアンケートを実施されて、改めて今後の公共交通を在り方の意見を聞くということですが、これは町長が町長になられて以降、ずっと長年の課題です。それがなかなかまだ具体化してないというのが今の現状だと思います。

ただ、この間に何度も住民の方も参加いただいて懇話会があったり、いろんな会で方向性も出されてきたというふうに思うんですね。今後、トンネルの開通とかもありますから、それも見越した中でまた状況も変わってきているのかもしれませんが、やはり生活をどう支えるかという観点に立った、本当に公共交通をどうするかという観点に立って検討をしていただきたいというふうに思いますので、そこは強く要望しておきたいと思います。

次に、180ページですね。

観光費の委託料に入りますけども、その中の広域観光推進業務委託料というのと茶文化情報発信インバウンド観光事業委託料というのがあります。先ほどのやつが700万円、インバウンドが460万円と、合わせて1,200万円程度の決算となっておりますけども、その辺をお聞きしたいと思います。

この事業についてはですね、以前頂いた主要事業報告調書の中では、例えば広域観光推進事業については教育旅行獲得、モニターツアー受入れ、首都圏への教育観光等の積極的な営業を行うとかということが主な目的になっておりますけども、これ自身はいろいろとコロナ以前は積極的に受入れをいただいたりとかして一定の成果を上げてこられた事業だと思うんですけども、ただ、令和2年度についてはコロナ禍もあり

まして、ここにも書いてありますけども、いわゆる全てキャンセルということで残念ながらっております。

それから、インバウンドの観光事業につきましても、事業内容等を見ておきますと、農泊も全てキャンセルになっていると。日帰りもキャンセルが出ているということで、ほとんど事業としてできてないということが報告がされているんですけども、ただ、決算としては予算どおり執行されているということなんですね。この辺は実際の事業がキャンセルもあってできていないという中で、予算だけは満額全部執行されているというのはどういうふうなことでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

お答えいたします。

広域観光推進事業、それからインバウンド観光事業につきましては和東町活性化センターに事業委託しております。

今、岡本委員のほうからお話もいただきましたように、新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、農泊につきましては令和2年度全てキャンセルということ、また海外からも来られないということで、観光業に関しましては非常に厳しい状況となっております。しかしながら、コロナの関係で農泊を引き続きやっていただきたいという思いもございますので、農泊の受入家庭に関しましては、引き続き受けていただけるような感染拡大に努める手続も別の補助金として、微々たる金額でございますが、1軒2万円ぐらいの補助金も出させていただいた中で、引き続き、モチベーションが下がらないような仕組みを町としましても実施しておりまして、活性化センターにおかれましても、やはりキャンセルの手続の関係、今後もコロナの中であってもできないかどうか、また、コロナ後の終息を見据えた観光というPRということで、情報発信ということで力を注いでこられました。

実際に全額執行という中ではございますが、一応、令和2年度の実績としましては、農泊を受けておられた方へのアンケートの実施なり、また広報の強化ということで、体験情報サイトのじゃらんでありましたり、また海外では台湾語のパンフレットの情報発信、またホームページの英語版の強化というように、ホームページをケータイでも見られやすいようにということで、見にくい情報でしたので、そういった、できる限りの、今できる範囲内の観光推進というのを進めてきていただいたと。そのための人件費でありましたり、また農泊につきましてはキャンセルでございましたが、日帰り観光というのはできるだけ緊急事態宣言を外した中、また密を避けながらということで、令和2年度におきましては歴史街道の事業でございますが、新たな事業の取組ということで、この和束町の生業景観で子供と親子ですけれども、夏休み期間を通じたり、また秋の紅葉の時期に受入れをできないかという新たな事業展開も進めていただいておりますので、こういったことで人件費、それからいろんな諸経費を含めまして一定実績が出ておりますので、予算の満額執行ということで決算を出していただいた状況でございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

コロナ禍の下でも、ここに書いてありますけれども、その代わり、いろいろパンフレット云々とか書かれてますけれども、ただ、やはりこれだけの700万円とか460万円てかなり大きい額ですよ。両方合わせて1,000万円を超えているような大きな事業だと思うんですね。その事業の主体というのが、要は農泊であったり、教育旅行等の受入れというのがほぼ全てキャンセルになっているというね、事業自身が行われてないという中で、例えば、新たにその代わりというような事業をしたとしても、それが同じだけの予算がかかってますみたいなことは、この事業の積算で一体何なの

かというのは疑問に思うんですよね。要は、何やっても700万円入りますというね、そういうものなのか、何をやっても460万円入りますと。農泊が全部キャンセルになっても、教育旅行が全部キャンセルになっても予算は何も変わりませんというのは、逆に言えば大変ありがたい補助金だと思うんです。そういうものなんですか。

要は、普通考えたときに、もちろん準備もありますし、キャンセルということはやるつもりだったわけですから、何も予算執行はないということはないと思いますよ。だけど、これだけの大きな額が、事業そのものがほぼストップしているのに満額執行されてるといのはおかしいんじゃないかというか、本来幾らかは返還するとかいうのがあってもおかしくないことだと思うんですけども、先ほど言ったように、何もなくても入ってくるお金なんですか。どうですか。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

お答えいたします。

農泊の事業につきましては、ご存じのように、農家の方にもお金も入りということで、いろいろ利用料がございます。そういった収益も踏まえて、差し引いた部分で町から委託料としてお支払いさせていただいておりますので、コロナの関係で農泊が完全にストップして何もできなかったんじゃなくて、収入ももちろんこの事業に係る収入は入ってきておりませんので、必要最小限度の中の経費ということで、この700万円と460万円を支出しているということで、本来でしたら活性化が受けられて、収益源として次年度に送る事業というのは、農泊があればもっと出てきているはずですが、必要最小限度の人件費なり、あるいは日帰りにかかる人件費、それに代わる情報発信にかかる経費を支出したということで、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

ちょっと納得できないなというかね、別にこの事業自身がどうだっていうことじゃなくて、これだけの多額のお金がかかっていると。この二つの事業だけで1,200万円ですよ。こういうことで主要な事業が何もできてないのに満額入ってくるっていうようなことがある一方で、これは直接関係ないですけども、水道料金値上げしますよとか、本当にちぐはぐというかね、お金がないんですって言いながら、お金あるじゃないのってね、こんだけ有利な補助金を引っ張ってこれるんだったら水道にも持ってきたらいいんじゃないのって単純に思いますよね、課長。向こうにいる課長ですよ。

だから、そういう意味では、本当にこの観光関係というのはもちろん大事なんですけども、例えば、議論にもありましたけど、おもてなし茶室とかも400万円かかっているんですよ。もちろん風情があって、お茶畑のところでお茶飲んでとかね、文化的な部分でそういうことも大事ですけど、だけど、それは400万円もかけて今やるべきときですか。それがあったら水道のお金を何とかしてあげたらどうですかっていうふうにも思うんですよ。誰だって思いますよ。だから、そういう意味で、何も全て萎縮せいとは言いませんけども、やっぱりふさわしい予算の執行ってあると思いますから、ぜひ、その辺はもうちょっと透明的にさせていただきたいなと思いますので、そこはまた今後資料等もお願いしたいというふうに思います。

最後に一つ、会計年度任用職員制度のことで聞いておきたいんですけど、これは各ところに散らばってますから、いわゆる以前の嘱託であるとか臨時職員の制度が令和2年度から会計年度任用職員に変わりました。この制度の趣旨というのは、基本的に、これまで公務労働を支えてこられた非正規の労働者の方の処遇を改善するというのが目的だったというように思うんですね。そういった意味で期待された方も多いと思います。

ただ、一方で、実際に処遇が上がったのかと言えば、なかなか上がってないと。要は、基本給的には下がってしまったりとか、それは例えば、一部一時金が出るように

なったからそれで埋めてとんとんみたいなね、これが実態だったんじゃないかというふうに思うんです。その辺、初年度の運用をされて、実際に以前の労働条件の中でこの会計年度になることによってどれほどの処遇改善が行われたということですよ。

いわゆるフルタイムとパートタイムというふうに分かれているんですけども、例えば、フルタイムで会計年度任用職員になられた方というのは令和2年度に何人おられたのか、その辺も報告いただいて、先ほど言ったような、一時金と合わせて賃金とんとんみたいなね、これは処遇改善とは言わないと思うんです。そういったことがあったんじゃないですか。その辺だけ確認したいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本委員のご質問にお答えをさせていただきます。

会計年度任用職員の任用につきましては、それぞれの課で対応させていただきますので、私といたしましては、令和2年度の3月末で雇っている方の数ということで報告をまずさせていただきます。

フルタイムの職員につきましては保育士1名、これが令和2年度の採用でございます。また、パートタイムの月額会計年度任用職員でございますが、16人の雇用をさせていただいております。また、時給ということでパート職員の部分でございますが、50人ということで計67人。これはあくまで3月末時点の人数でございますので、例えば、海洋センターの夏休み期間中の1か月間の会計年度の職員であったり、その部分につきましては計算に入っておりませんので、ご理解をお願いいたします。

ただし、給料・報酬につきましては決算でございますので、全ての金額を申し上げますと、7,008万8,414円の支出をしております。これにつきましては、令和元年度と比べましても費用については増加をしておるということでございますので、一定の処遇改善にはなっているというふうに理解をしております。

また、福利厚生面におきましても、時給のパート職員、また月額のパート職員につきましても、一定、有給休暇、また賞与の手当のほうを支給をさせていただいておりますので、その部分につきましても改善されたという理解でおります。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

3番、藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

134ページ、高齢者介護予防等支援事業委託料というところで353万3,010円でありますけど、これについてご説明願えますか。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、藤井委員からありました高齢者介護予防等支援事業の委託料の分だと思われるんですけども、これにつきましては、社会福祉協議会に委託しております事業の分でございます。例えば外出支援サービス、また軽度生活援助、また寝たきり老人の紙おむつ代の補助といった関係の事業の委託料でございます。

○委員長（岡田 勇君）

3番、藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

それで介護保険料は物すごく上がってまして、町内としては全国でも本当に率の高い介護料なんですけどね、これからいかに介護保険料を下げていくか、あるいはまた介護をやっていくかに際しましてね、まず介護しなきゃならないような状態になる前に健康維持してやっていくという、そのことが大事だと思うんですね。

それで、国のほうからフレイル対策ということで2020年度に出てまして、これ

を専門の保健師や管理栄養士なんかの医療ケアの専門家などを招いてそういう事業をやるということでスタートしていると思うんですけど、和東町における実績というか、それはどういうふうに行われてますかね。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今のご質問ですけれども、うちのほうから管理栄養士等の雇用の関係のほうかと思われませんが、まず介護保険のサービスの中に栄養管理等というものも含まれていますので、介護の認定を受けられた方につきましては、そういったところを含めた中でのサービスというのもございます。

介護保険の認定を受けられた方につきましては、一定、ケアマネジャーという方がついた中でのサービス、当然、栄養管理を含めた中で、身体また生活での介助的などころのサービス、そういうところもご家族様、ご本人様と一緒に考えていくという中でやっておりますので、うちのほうから直接こういう雇用等々の形というものをさせていただいているものではございません。

○委員長（岡田 勇君）

3番、藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

それで、これに関連して、134ページ、老人生きがい対策補助金9万円というのがあるんですけど、これはどういうものですか。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

この老人生きがい対策補助金と言いますのは、町内の高齢者の方で、例えば老人クラブとはまた別に団体のほうをつくられて活動されている方に対する補助金ということで出させていただいております。今のところ町内で3団体の方がおられまして、3万円の3団体で9万円の支出ということでございます。

○委員長（岡田 勇君）

3番、藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

様々な形で対策されているんですけどね、コロナ禍が長引いていますので、病院とかの面会でもままならぬし、お互いのコミュニケーションを取りづらいという状況が続いているわけで、これは各世代にわたって全部そうなんですけど、特に学齢期の生徒とか、それからやっぱり高齢者ですよ、施設に入所されている方とか、そういった方が面会もままならぬというようなことで相当に精神的にもまいっているというか、ストレスがあると思うんですけどね、これについての対策というかね、どのように考えておられるかということですよ。精神的なケアに関しての施策とか、そういうことについてお尋ねいたします。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

まず、初めに、施設の方とかでなかなか面会できないという形とかにつきましては、病院、また高齢者施設のほうでウェブでの面会等をやっている。全ての施設とは言いませんけども、割と多くの施設のほうでそういうような対応で、直接面会できませんけども、何とか面会できるような形で、ウェブ面会という形を取っておられるというふう聞いております。

また、自粛していただいている今の中で、福祉課といたしましては、当然ながら介

護予防の観点から高齢者の外出機会の提供、こういうことを考えて普段やっておるわけでございます。それにつきましては、一定、わらくなり社会福祉協議会なりに介護予防の事業を委託させていただいている中で、いきいき元気塾とかシニアライフサポート学級のような事業で外出機会の提供をさせてもらいながら、家に引きこもることなく、また家族以外の方との交流もできる場というのを設けさせていただいているというところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

3番、藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

コロナは相当しつこいですけど、もちろん蔓延抑制しないと駄目なんですけど、病気を予防するのと同様に、心のケアのほうもそういう形でしっかりとやっていただきたいと思います。

それから、110ページ、コミュニティ振興事業補助金が出ているんですけど、578万円ですかね、これについて説明願えますか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

藤井委員のご質問にお答えをさせていただきます。

コミュニティ振興事業補助金というのは、各地域ですね、区のほうで要望が出されて、それに対して和束町が事業費の2分の1を補助する制度でございます。

令和2年度につきましては、湯船区のほうの湯船会館の改修に充てる費用として一定額支払いをさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

3番、藤井委員。

○ 3 番（藤井清隆君）

これだけなんですか。少ないですね。毎年見ていると 10 万円を 5 件ぐらい分 50 万円とかだと思うんですけど、これは金額が上がっているんですか。

○ 委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○ 総務課長（岡田博之君）

藤井委員のご質問にお答えします。

コミュニティ振興事業補助金につきましては、各区に対しまして補助をさせていただいている制度でございます。団体の補助につきましては、別途、地域力推進課のほうから上限 10 万円ということを出させていただいている補助金がございますが、コミュニティ助成につきましては、各区のほうの事業に対して補助をするという制度でございます。

よろしく願いいたします。

○ 委員長（岡田 勇君）

3 番、藤井委員。

○ 3 番（藤井清隆君）

各区の事業ですけども、どういう事業に対してあるわけです。

○ 委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○ 総務課長（岡田博之君）

はい、藤井委員のご質問にお答えします。

一番大きなのが、例えば公民館の建替えですね。新築工事をする場合につきましても、このコミュニティ振興助成ということでさせていただいております。

あと、特に近年多いのが、一定、公民館の空調設備、それを入れ換えるということで、エアコンの設置の更新、また、特に撰原でしたら手すりをつけて改修をすると。

高齢者の方が利用しやすいように改修をすると、そういう事業に充てさせていただいているものでございます。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

それでは、もう少しお聞きしたいと思います。

令和2年度におきましては、これは民生費の関係になるんですけども、いわゆるシルバー人材センターのニーズ調査というのが行われまして、これはホームページにも挙がっているんですけども、いわゆるシルバー人材センターを設立していくに向けてどういうニーズがあるかということで調査をされたわけですけども、一定の傾向等は出てるんですけども、町としてこういった調査をされてどのようにニーズを評価されたのか、また今後センターを造っていくという点で今どういうふうな動きになっているのか、その辺いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、岡本委員からもありましたように、昨年夏にアンケートさせていただきまして、一定、その結果につきましてはホームページ上でも載せさせていただきました。その中でアンケートの回収につきましては、たしか34%ぐらいだったというふうに記憶しております。

やはり住民への周知、またアンケートも突然やったということもございますので、およそ3割ぐらいの方にしかご回答はいただけませんでした。その中で、仕事を頼みたい、また仕事に就いてみたいという方につきましては、1週間の時間で結構細かく聞かせていただいたんですけども、5割近い方が仕事に就いてみたいというような

ご回答でした。およそ3割ぐらいの方ということで参考値に近い形になってしまうかもしれませんが、一応、5割ぐらいの方がやってみたいという希望を持っておられるというところはつかんでいるところがございます。

また、家の修繕なり、庭等々の除草作業等使ってみたいという方も3割前後ぐらいあったというので、各設問ごとにパーセントは変わってきますけども、やはりこれにつきましては一定ニーズもそこそこありそうだということで、先日、3町村、また相楽未来づくりセンターのほうと今週の月曜日ですかね、これの関係を協議させていただきまして、今後の方向性なりというのを相談させていただきました。

その中で、また私の個人的な思いでもそうなんですけども、やはり3町村でニーズというのは若干違ってくるのかなど。和東町は和東町なりの、笠置町は笠置町なりの、南山城村は南山城村でのニーズというのは変わってくると思われまます。

また、仕事に就かれる年齢、元の職種の方とかいうのも大分変わられると思いますので、そこら辺、一定精査していかなきゃいけないというのと。精査だけではなく、一定シミュレーションでどういう形のものができるのかというのを考えてみた中で、もうちょっと中身の深いところを考えていこうという形に会議のほうではなりました。今のところ、現状そういう形で進めていっているところがございます。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

今、言われましたように、私も調査の結果を見させてもらっているんですけども、いわゆるシルバーの仕事を利用してみたいという方も、もちろん将来的なことも含めて考えますと、やはり6割以上の方がそういった意向もほぼ示しておられますし、実際に働いてみたいという方も、限られた回答にしてみればかなり多い方がそういった意向を示しているのも事実だったというふうに思います。

そういう点では、この間ずっとセンターをぜひやってほしいという声も多くありま

すし、町長のほうも基本的にはやっていきたいということで動いていただいているというふうに思います。何年来の動きにもなっておりますので、ぜひ早急に動きをつくっていただいて、この調査の結果も踏まえて、創設に向けてやっていただきたいというふうに思います。

次に、160ページあたりなんですけども、母子衛生費とか予防関係ですね、ちょっとお聞きしたいんですけども、いわゆるコロナの下で、これは全国的にもそうでしたけども、病院では受診控えというのがかなり起こって、診療所のほうもかなり減収になったということで報告がありました。

あと、健診関係ですね。特に、乳児健診とか、それから定期の予防接種とかが、そういう小さなお子さんのところでは普段あると思うんですけども、全国的に結構コロナ禍の中で、いろいろ感染リスクも気にされて率が下がっていくとかいうことが起こりました。その辺、和東町の人数もそんなに多くないという状況もあるんですけども、令和2年度について実際どうであったか、その辺、報告いただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今の予防関係、特に予防接種なりというところでございますが、確かに、令和2年度におきましてはコロナ禍ということで、それほど極端に下がったとは思っておりませんが、若干控えられる方というのがございました。それにつきましては、事前にご相談いただいておりますが、今年度もそうではございますが、極力そういうものを考えまして、時間をずらすなり、一度にお呼びする方を少なくした中で、感染対策を取った中でやっていくというのは、当然昨年度もそうなんですけども、今年度も継続して行っているところでございます。これにつきましては、やはり保護者の方に十分ご理解いただいた上で進めていきたいと。

当然ながら、今のコロナ禍以外でも、これまでの予防の対策というのは継続して続けていく。当然ながら、極力100%に近づけるような形での予防の対策をしていきたいと思っておりますので、さらに感染対策をしながら、保護者の方も十分ご理解いただきながら進めていきたいと思っておりますのでございます。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

和東町のほうでは出生数が令和2年度が13人というふうに聞いております。この間ずっと十数人程度が続いている中で、これ自身は大変残念ではありますが、ただ、ある意味、役場としては手のひらに乗せやすいというか、丁寧に対応しやすい状況ではあるというように思います。その辺は大変孤立しやすいという状況がありますので、ぜひ丁寧な対応を続けていただきたいというふうに思います。

併せて関連してですね、この間、新生児13人とありましたけども、一方で、こういうお母さんらの声もあるんですね。いわゆるコロナの関係で、一応、和東では支援センターも開けていただきましたし、全く集まる場がなくなったわけではないんですけども、全体としてはそういった場所が減っております。そういう中で、新たにお子さんをお産みになったお母さんとか、また、よそから嫁いでこられたりとかして、元のつながりのなかったような方というのが、一からつながりをつけていくという意味では、そういった場所が限られてきていると。コロナ感染のリスクもあるので控えてしまうということもあって、先ほども言いましたけど、どうしても独りぼっちになってしまうという、そういうようなケースもあるというふうに聞いております。その辺で子育て支援センターであるとか、また保健師さんの妊婦さんを含めての訪問であるというのはしていただいているのかもしれないんですけども、その辺は和東町の現状や取組はどのようにされましたでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

新生児の対策につきましては、今、岡本委員からありましたように、訪問等につきましては、当然、うちの保健師が1軒1軒させていただいてやらせていただいております。

子育てのための支援センターは確かに開けさせていただいておりますが、おっしゃられるとおり、コロナの関係で皆様が集まれる場所の提供等も、町といたしましては一定この緊急事態宣言下の中、各施設とも貸出しのほうは控えさせていただいているという現状でございます。

相談等がある方につきましては、乳幼児相談のほうは電話で受けさせていただき、また、場合によっては個別で受けさせていただいておりますが、今ありましたように、人の交流、孤立化というところにつきましては、当然ながら、今後考えていくべきことにはなってくるかと思いますが、コロナ禍の対策をしながら、このところもまた改めて検討させていただきたいと思いますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

大変、どの世代もそういった困難を抱えていると思うんですけども、いろいろ今リモートも含めて、またSNSも含めて、それが全部いいというわけじゃないですけども、ただ、やはりそういったツールも含めてつながっていく、情報を提供していくということも含めて、ぜひお願いしたいというふうに思います。

併せて、老人福祉の関係で、先ほど藤井委員のほうから介護の関係の話もあったんですけども、高齢者もこの令和2年度、大変ご苦労いただいたというか、特に、高齢

者への感染というのが令和2年度は広がったということもありまして、ワクチンもなかった中で、引きこもってしまうであるとか、いわゆるフレイルという言葉が広がったように、急激に足腰が弱って寝たきりになってしまうとか、また、どこかに出ていく機会が減ってしまって、いろんな意味で精神的にも弱ってしまうと。いわゆる老健とかいう施設に行ってしまうとかいうようなケースも増えているというふうに聞いております。

その辺、この令和2年度分については、現場としても大変ご苦労いただいたとは思いますが、実際、和束町のそういった高齢者の方の現状というのはどのように把握されて評価されているのか。また、それを防いでいくという点で、介護予防とかあると思いますけども、どのような取組をされたのか、その辺いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

高齢者対策につきましては、今、岡本委員からもありましたように、フレイル予防等につきましては進みにくいような昨年だったのかなど。

特に、緊急事態宣言第1回目が行われたときにつきましては、介護予防教室も一旦休ませていただいたという経緯がございます。ただ、そのときに委託先の事業者と相談させていただいた中で、特にわらくのほうですけども、各家庭、事業対象で申し込んでいただいている方に1軒1軒行っていただきまして、そこで家庭でできる頭の体操なり、体の体操なりというのをパンフレットを用いながらご説明いただきまして、ご家庭で一定対策を取っていただいたと。それ以降につきましては、感染対策をしながら事業展開のほうをさせていただいた中で、高齢者のフレイル予防等を進めさせていただいたというのが現状でございます。

昨年につきましては、数字的に目立って特に改善した、また特に体が弱った方が多

くなったというふうには感じていないわけなんですけども、ただ、おっしゃられるとおり、不要不急の外出下、高齢者の外出機会の提供というのも福祉課としても創出しにくいわけではございますが、特に介護予防の事業についてはさらに力を入れてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

私も身近なところでそういったケースというのも体験をしました。本当に急速に状態悪化という中で、施設に入らざるを得ないというところにいる方というのも、結構この1年間聞いておりました。そういう意味では、本当に今後介護への給付にもつながっていくようなことにもなりますので、その辺のケアについて、令和2年度の状況も踏まえてぜひ強化していただきたいというふうに、これは強く要望しておきたいと思えます。

最後に、令和2年度前進していただいたという部分で、一つ最後に取り上げておきたいんですけども、結果はいろいろあったんですけども、高校生の通学補助を半額補助から3分の2にさせていただいたというのがありました。その辺、コロナ禍で年度初めが学校が一斉休校になりまして、それが5月いっぱいまで続いたということもありまして、大変、出鼻をくじかれたというか、バスの利用も大変厳しくなったということで、十分に制度が利用されたかどうかというのがあったんですけども、そのあたり、実際の利用状況というのはどうだったでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

和東町では、令和2年度から、岡本委員がおっしゃるように、補助率を2分の1か

ら3分の2に上げをさせていただきました。しかしながら、やはり新型コロナウイルス感染の関係で、公共交通を利用しない学生が多く見受けられている状況でございます。これについては令和2年度なかなか改善の見込みがございませんでした。

岡本委員もご承知のとおり、バスに乗っている生徒を見ても、朝の通学時間帯でもお一人という日が実際ございました。令和3年度につきましても、やはり新型コロナウイルス感染の下じゃないんですけども、やはり密を避ける、密にならないということで、保護者を含めてバスを控えられたというのが状況でございます。

今回、路線バスの補助金でも見て分かるとおり、いつもでしたら3,500万円程度というのが4,100万円、4,300万円という数字が表れております。今年度、奈良交通の補助の対象につきましても、その4,300万円をはるかに超えるということで、小中学生の利用はあるものの、やはり高校生の利用は極端に少なくなったというのが状況でございます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

最後になりますけども、大変残念な結果というか、状況ではあるんですけども、ただ今後やはり全く利用しないということもありませんし、今後のコロナの状況も考えて、また、そういう通学に戻ってくるということも十分ありますので、ぜひ、そこは制度として維持もしていただきたいと思うんですが、ただ、最後に町長にお聞きしておきたいんですけども、先ほど財政課長のほうから、岡田議長の人口の問題について答弁をいろいろされておりました。今後も合計特殊出生率の向上であるとか、大変高い目標をですね、0点台から1.8とかいうのは倍ですから、どうなんかという思いもありますけども、なればいいとは思いますが、ただ、それをしていく上でも、あらゆる意味で、子育てに関わる若い方の支援というのを思い切ってやる必要がある

というふうに思っております。

その一つが、学生にとっては交通は負担だと思っているんです。やはり和東に住んでることによって、高校に行くにしても、大学に通うにしても本当に大きな負担がかかっております。やはりそういう一つのハンディみたいになっていますので、そこを解消していくというのは、今、コロナでいろいろありますけども、今後の取組としては大事だと思っているんです。

今後、バスは乗らなくても電車は乗るという大和路線の問題もいろいろありますけども、通学の鉄道定期も含めて、交通費全体を網羅した補助を検討いただきたいというふうに思っております。そこについて、今後のことになりますけども、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

岡本委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

この件については朝からの答弁で財政課長のほうから、子育ては非常に大事だと。自然増を図っていくときには、子育てというか、教育環境とかいろいろ含めて、いい環境づくりというのは大事な話だと、こういうように答弁させていただいておりました。

具体的に、和東町の通学補助とかいろいろなものがありますが、農村の環境だとか、アフターコロナで健康的なエリアになるとか含めて、この環境がいいというのは、やっぱり方向として間違いないだろうと思います。そういう方向を基本構想で生まれてくる、総合計画の前期・後期とあるんですが、そういう中で、きちっとそういうことにのっとった計画を具体的に検討していくべきだというふうに思っておりますので、方向としては、そういう方向は考えていかなきゃなりません、具体的なところはまた議論しながら、一つ一つ大事なものを制度化していくと、こういうことであろうか

と思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

質疑を終結します。

これから討論を行います、その前に2時50分まで休憩します。

休憩（午後2時38分～午後2時50分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開き、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。私は、認定第1号並びに第3号、第5号、第6号、第7号について反対の立場で討論を行います。

まず、認定1号 一般会計決算についてであります。

令和2年度は新型コロナウイルスパンデミックが猛威を振るう1年となり、未知のウイルス感染から命と健康・暮らしや営業をどう守り、その中でまちづくりをどう進めるか大きな試練となった1年でありました。その意味で、町長はじめ職員のみなさんのご苦労には心から敬意を表したいと思います。

一方、コロナパンデミックを通じて様々な課題が浮き彫りになり、コロナ対策においても、まちづくり全体におきまして不十分な対応や取組となった面も多々見られました。コロナ禍初年度となった令和2年度の取組をいまだ収束の目途がなく、命の危険もリアルな問題となっている現在と今後にかかしていく観点から、幾つかの点を指摘し、必要な改善を求めることで討論としたいと思います。

第1に、新型コロナ対策では、国の定額給付金支給については比較的迅速に対応され、ほぼ漏れのない支給に努力いただいたことをはじめ、全世帯への商品券配布、新生児や学生も含めた世帯・茶農家等への給付金、そして水道基本料金の免除など、住

民生活への直接支援の実施は高く評価できます。

また、コロナ交付金も利用しての防災備品の備蓄強化も重要でした。防災面ではコロナ対策とは別ですが、マンホールトイレの整備も大きな前進だと思います。

一方で、茶業支援や商工業者への給付金では当初と実際の対象数に大きな乖離があり、特に商工業者への給付額が極めて低くなった点や基金を300万円増額した「くらしの資金」も十分周知されない中、利用が進まなかった問題もありました。

また、感染状況は1波・2波時よりも、年末年始から3月頃にかけてが一番厳しかったわけですが、年度末に向けてはほとんど支援が具体化されなかった点も十分ではなかったと考えております。住民への情報提供も丁寧さに欠け、極めて不十分だったと思います。

コロナ感染が拡大する中で、国や府も含め、多くの支援制度や税・保険料等の減免などが用意されましたが、町から積極的で親切・丁寧な情報提供がされたとは言えません。それは支援制度に限らず、感染対策、相談、検査、診療などの医療情報も同様であります。これはホームページ等の性能の問題ではなく、行政としての姿勢の問題であることをぜひ自覚いただいて、今、これからの情報発信に生かしていただきたいと思っております。

コロナ対策では、臨時交付金を活用した生活や経済支援に目が行きがちですが、一番重要なのは検査や診療の体制強化です。しかし残念ながら、町内・地域での体制は検査すら難しい、極めて弱い状況でしたし、本来なら公的医療の役割を發揮すべき診療所が十分機能しなかった点は極めて遺憾でした。今後は地域での診療体制の整備が急がれている中、公的医療機関の役割にふさわしく、責任を果たしていただきたいと考えます。

第2に、定住の促進についてであります。最大の課題は住宅の確保・整備です。

空き家の活用を軸にした移住・定住の取組への努力はありましたが、空き家一本やりには限界が見えたのも令和2年度でした。これは第4次総合計画で空き家の活用を

柱としたことが背景にあります。行政として一定数の公営住宅を受皿として整備、確保する方針への転換が切実に求められています。

また、子育て支援については、医療費無料化や給食費等の無償化など、これまでの取組は大きく評価できますが、出生数の現状からも現状維持に甘んじず、もう一步踏み出す必要があります。

コロナ対策として緊急的に取り組まれた新生児や学生への給付金を発展させ恒常化する、既に全国的には実施されている学生世代も含めた医療費無料化、義務教育での残された費用負担や奨学金など高校生から大学生へのサポート充実など、赤ちゃんから学生までを総合的にサポートする支援の充実を進めていただきたいと思います。

第3に、公共交通の充実・整備につきましては、結果として最も肝心の住民の生活の足の確保・充実が置き去りにされました。

町は、もともと観光用で導入したカートの生活路線への転用を視野に試験運転を実施しましたが、結局のところ、観光用の有償運行を決める一方、生活路線については、引き続き検討としました。これは長年の課題である公共交通の整備・充実を、そもそも目的が異なる観光振興のついで的な発想でカバーされようとしたもので、これまで積み重ねてきた議論をも無にする明らかな本末転倒であります。生活の足をどう守り、充実するかの本筋に立ち戻った取組を改めて強く求めたいと思います。

また、2年度は高校生の通学バス定期代補助を半額補助から3分の2に拡充されたことは前進でしたが、年度当初の一斉休校などコロナ禍の影響もあり、十分利用が進まなかった点は極めて残念でした。しかし通学費など交通費負担の軽減は引き続き重要であり、バス定期代の全額補助、学生への支援、鉄道定期代への補助拡充、そして免許返納が今後増加すると思われる高齢者への支援も含めた取組を強く求めたいと思います。

第4に、総合保健福祉施設の検討経過の問題ですが、質疑でも明らかにしたように、検討委員会の提言を受け、町が整備場所選定を判断した経過は極めて不透明と言わざ

るを得ません。特に、役場隣接地を整備場所と決定する「決め手」ともなった、防災面での安全性に関わる評価の変更は、科学的根拠に基づかない、結論ありきの恣意的な判断と言わざるを得ません。今後、建設が具体化していきますが、住民の命と健康を守る拠点として整備される施設であることを踏まえ、透明性と説明責任の確保に引き続き責任を果たすよう求めます。

第5に、観光関連であります。コロナ禍で人の交流が大きく制限・縮小される中で、多くの事業が中止等に追い込まれる下で大きな打撃となりました。その下でも、事業維持へ様々な努力が行われ、工夫された取組も行われたことは頭が下がる思いです。

一方で、これまでの観光振興の在り方が大きく問われた年でもありましたが、従前からの発想による事業の継続が多く、多額の経費がどのように生かされているのか不透明な面も否めません。感染収束の目途がまだまだ立たない中、いま一度立ち止まり、今後の方向性を関係者や住民の意見をお聞きになって再構築されていくことを求めたいと思います。

第6に、令和2年度から導入された会計年度任用職員制度についてですが、この制度の趣旨目的は、これまで公務職場において重要な役割を担ってきた嘱託や臨時職員など非正規の公務労働者の処遇改善にあり、期待された労働者も多かったと思います。しかし実態は、むしろ後退方向にあると言えます。

フルタイム職員の採用は極めて少数で、制度以前より勤務時間が短縮され、基本給的には減少し、その分を一時金で調整・穴埋めされております。一時金支給は今回の制度の前進面ではありますが、給与増や待遇面の改善につながっておらず、意味をなしておりません。これでは働く意欲を減退させ、より待遇のよい職場への流出も起きかねません。当初の趣旨目的に見合った待遇改善を強く求めておきます。

最後に、相楽東部広域連合の問題ですが、一般質問でも指摘がありましたように、広域連合の在り方、特に教育委員会の位置付けを再検討する時期を迎えていると私も

思います。

町長は、教育委員会も含め、今後も連合を広げていくと言われましたが、具体的に何をどう広げようとしているのでしょうか。連合による教育委員会の運営を持ち上げておられますが、もともと教育委員会の統合に、教育的狙いも目的も何もありませんでした。あったのは当時の財政事情だけで、コストカットだけが目的でした。その証拠に、連合の話も教育委員会の統合の話も、当の教育委員会も学校も保護者も子どもも知らない間に、教育現場の話も聞かずに決められたではありませんか。「連合ならでは」などという曖昧な教育目的も後付けのように決められたにすぎません。町長の言い分はこのような経過を全く無視した無責任なものと言えます。

コロナ禍の下で、教育現場は大きな影響を受けておられます。しかし、連合という曖昧な体制の中で、町と連合の連携も曖昧な中、適切で迅速な対応ができていたとは言えず、何よりも教育という重要な問題を自らの町、議会が直接関われないことは致命的な欠陥であります。

コロナ禍は、より身近で丁寧な教育の大切さを改めて示しており、連合による教育はそれに真っ向から反するものであり、真剣に再検討を求めるものです。そもそも、連合という形の教育委員会がこれまでに一つとして全国に広がらなかったことに、町長はしっかりと向き合うべきだということを申し上げ、認定第1号の反対討論と致します。

次に、認定第3号についてであります。

コロナ禍は、改めて、命と健康を守ること、そこに果たすべき行政の役割の重要性を浮き彫りにいたしました。その意味で、令和2年度は国民健康保険の果たす役割がこれまで以上に浮き彫りになりました。しかし実態は、その位置付けにふさわしい運営がされていないと考えます。

一つは、国保税が高過ぎる点です。

もともと経済的に厳しい、不安定な方、世帯が多くを占める国保であるのに、他の

どの医療保険よりもはるかに高い保険税が強いられております。その一方で、3,300万円を超える黒字会計となっているのは大きな矛盾であり、令和2年度においても負担軽減は十分可能だったと考えております。

二つ目には、令和2年度はコロナ対策として傷病手当の適用が行われ、これは貴重な前進ですが、適用範囲が一部に限られております。被保険者全てに対象を広げるべきであります。

三つ目には、全ての被保険者に命の綱である保険証が届いていない点であります。

現在も税を滞納されている方に正規ではない短期保険証が発行されております。その中で、様々な事情でコンタクトがとれない方などは期限が切れ、事実上の無保険状態になっている現状がございます。新型コロナにいつ感染するか分からない中、医療へのアクセスを妨げる要因を行政がつくることは許されません。

国民健康保険制度は、法にもあるように社会保障制度であり、国民の命を守るための権利であります。保険証はお金と引き換えにもらう、渡すものではなく、無条件に正規のものを交付し、また、交付されるべきものです。何よりも命を優先する、これがコロナ禍で改めて確認された当たり前のことでもあります。滞納の解決は保険証を人質に取ってすべきではなく、そんな方法でなくてもできるはずであります。今やっていることは明らかに人権侵害であり、命を脅かす行為であると認識し、直ちにやめることを求めています。

以上、認定第3号の反対討論といたします。

次に、認定第5号についてであります。

下水道事業については、事業の趣旨や環境面における効果などは十分理解できますが、その事業の普及や推進に伴う住民負担の軽減が必要不可欠であり、一貫してその点での改善を求めています。令和2年度においても反映されませんでした。

この間、指摘しておりますが、一般会計の事業の中で、移住者向けの空き家改修に対する補助制度がこの間スタートしておりますが、住民に対しては何の支援もないと

いう新しい意味での不公平、矛盾も生まれております。早期に一般対策としての補助制度を創設されることを改めて要望し、反対討論といたします。

次に、認定第6号についてであります。

令和2年度は基準額が6,000円を超える、そういった本町の保険料負担がさらに重くのしかかった年であったと思います。年金天引きの方はますます手取りの年金が減り、窓口払いの方はますます払にくい状況が拡大、令和元年度の普通徴収の方の徴収率は、これまでになく徴収強化が行われた中でも88%、滞納繰越分も約3割程度にとどまり、まさに負担は限界を超えております。

その一方で、決算では1,800万円を超える黒字を計上するなど、矛盾した事態を広げております。

また、コロナ禍の中での令和2年度については、これは国の施策の誤りではありますが、通所系のサービスについての介護報酬が引き上げられ、その分が利用者の負担に転嫁をされました。これ自身は国の責任でありますけれども、やはり保険者として、これについて何らかの負担軽減策を打つべきだったというふうに思います。

国や府により抜本的な財政支援と軽減措置を求めるとともに、保険者として町もできる限りの手だてを打ち、保険料引下げや独自の減免制度の創設などに取り組むことを改めて要望し、反対討論といたします。

最後に、認定第7号についてであります。

保険料軽減措置の段階的な廃止が強行されていく中で、高齢者の負担はますます厳しくなっております。危惧された果てしない保険料値上げの流れが強まっており、ますます後期高齢者医療制度の矛盾が拡大しています。そもそもこの制度は年齢によって医療を差別する憲法違反の制度であり、直ちに廃止すべきものです。町としての独自の軽減策の検討や実施を求めるとともに、一日も早い制度の廃止を強く願い、反対討論といたします。

○委員長（岡田 勇君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

賛成です。

私は、令和2年度和東町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

令和2年度の決算状況について、一般会計の歳出総額を前年度と比較すると、17.7%増の37億8,039万4,000円と大幅に増加し、実質収支額は4,309万8,000円の黒字となりました。

新型コロナウイルスが国内で確認されてから1年半以上が経過しますが、いまだ衰える気配はなく、むしろ勢いを増しながら私たちの生活に影響を与え続けています。行財政運営においても同様に、町税の減収をはじめとした厳しい財政状況を強いられることとなりましたが、行政サービスを大きく低下させることなく、和東町第4次総合計画の総決算の年度として、「ずっと暮らしたい活力と交流の茶源郷和東」の実現を目指した様々な政策を展開されてきました。

まず、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクや消毒液の整備をはじめとした感染防止対策を実施されるとともに、特別定額給付金の迅速かつ適切な支給、子育て世帯や低所得世帯、茶農家、事業者などを対象とした支援金の給付、地域経済の好循環を目指した生活応援商品券事業など、住民の暮らしを守るため、本町の実情に応じたきめ細かな事業を実施されました。

また、保健・医療・福祉の総合的な拠点として総合保健福祉施設を整備するため、検討委員会等で慎重に議論を重ね、基本計画を策定されました。7月には新たな課が設置され、この計画に基づいて、整備に向けた本格的な取組がスタートしています。

甚大な被害をもたらす災害が頻発している中、指定避難所である体験交流センターの耐震改修工事や長期の避難生活に備えたマンホールトイレの整備、老朽化により整

備が必要となった橋りょうの架替事業など災害に強い地域づくりを推進され、住民の安心・安全の確保に努められてきました。

一方、和東ブランドを高める取組として、ゴルフカートを活用した観光用有償運行の開始や文化的景観と伝統的建造物群保存地区の選定調査を一体的に進めるなど、「全国初」となる取組を先進的に実施されました。

また、開催は延期となりましたが、ワールドマスタースゲームズに向けて国際大会を開催するなど、本番を想定した準備や機運醸成を進められるとともに、犬打峠トンネル完成を見据えた交流ステーション、いわゆる農産物直売所の運営開始、農業体験による週末移住などの移住定住施策の展開など、交流人口の拡大に向けた取組をより一層推進されました。

以上、令和2年度は、第4次総合計画の集大成を目指した事業を推進しつつ、将来を見据えた施策を展開されました。

冒頭にも申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の収束がいまだ見通せない状況であり、引き続き、住民生活・財政運営共に厳しい状況が続くことが予想されます。

このような困難な状況ではありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策と住民生活の支援を引き続き実施されるとともに、犬打峠トンネル開通など本町を取り巻く環境の変化を見据えつつ、新たな第5次総合計画に掲げるまちづくりの実現に向けた様々な取組を着実に進められることをお願い申し上げまして、令和2年度和東町一般会計歳入歳出決算について賛成するものでございます。

委員各位の賛同を期待し、私の賛成討論といたします。

○委員長（岡田 勇君）

次に、賛成の方。

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

賛成です。

私は、認定第3号 令和2年度和束町国民健康保険特別会計決算について、賛成の立場から討論をいたします。

国民健康保険制度は、平成30年度から都道府県も保険者に加わり、財政運営を担っており、今回はその3年目の決算となります。国民健康保険の都道府県化は、保険者として都道府県も加わることで、その運営を安定化させることが目的とされています。

本町の令和2年度の国民健康保険特別会計は、事業勘定・直診勘定合わせて実質収支約3,640万円の黒字決算となっています。事業勘定において、主要な歳入の一つである国民健康保険税の収納率は、現年度分・滞納繰越分共に前年度を上回っており、今後とも地方税機構との連携を強化し、さらなる収納率の向上に努められることを期待します。

一方、給付に係る医療費負担は前年度を大きく下回り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による受診控えの影響が表れたものと見られます。過度な受診控えは疾病発見の遅れや重症化につながりかねません。医療保険者として、被保険者の疾病予防と早期発見のため、特定健診等の受診促進の取組にはこれまで以上に努めていただき、安定した事業運営が図られることを期待し、私の賛成討論といたします。

委員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

ほかに。

5番、吉田委員。

○5番（吉田哲也君）

私は、令和2年度和束町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論を行います。

下水道は国民共通の社会インフラで、河川などの公共用水域の水質汚濁防止や良好

な水環境を創設するために欠かせないものであり、循環型社会を形成するためにも最も重要な事業の一つです。

本町においても、下水道の基本的な役割である良好な水環境を創出し、住民の快適な生活環境の確保に取り組むため、限られた予算の中で、コスト縮減と事業の効率化を図り、効率的で費用対効果の高い事業を行い、平成24年度に計画区域における整備率約100%を達成し、整備効果は一応に発揮しているものと判断します。

しかしながら、ここ数年の決算は、修繕費支出が多額になってきていることは言うまでもなく、施設の老朽化が現れてきたことは、令和2年度の決算からも顕著に読み取れます。

経常的にかかる経費に併せ、修繕費がかさむことは予算全体を圧迫するだけでなく、現行の料金収入では賄い切れておらず、一般会計からの繰入れが年々増額するという負の連鎖に陥っていると云わざるを得ません。

また、担当課からは、国からの指導の下、下水道事業の広域化、令和5年度に向け公営企業会計への移行という説明を受け、事務事業も年々煩雑になり、ハード・ソフト両面において、ますます下水道事業経営が厳しくなることが明確になっております。

今後「長寿命化計画」、「ストック計画」の下、「早期の料金改定」、「下水道事業の広域化」、「公営企業会計の運用」なども視野に入れた抜本的な経営改革は必須となっているのが現状です。

いまだかつて終息の見えないコロナ渦の中、経済活動は低迷の一途にあり、利用者の立場からすれば、負担の軽減に向けたさらなる取組を求めるところです。

本町における下水道事業の独立採算は困難であり、さらなる日々の日常管理を徹底いただくとともに、他の公共事業との関連性を十分に図りながら、コスト縮減と事業の効率化を目指し、工夫を凝らした事業執行により水環境の改善と生活衛生の向上を図っていただきたいと思います。

下水道特別会計を客観的に判断し、多々苦言を呈しましたが、日々の維持管理では、

安定した水処理、致命的な事故もなく運営されていることなどを勘案し、また担当課職員の運営努力に敬意を表し、私は令和２年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算については賛成するものです。

以上、委員各位の賛同を期待し、私の賛成討論といたします。

○委員長（岡田 勇君）

次に。

藤井委員。

○３番（藤井清隆君）

賛成です。

私は、認定第６号令和２年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論をいたします。

介護を社会全体で支えることを目的に、介護保険制度が創設されて２１年が経過し、和東町では現在およそ３９０名の方が要介護認定を受けておられます。サービス面で見ますと、特別養護老人ホームや老人保健施設などに約９０名の方が入所され、２００名を超える方がデイサービスやホームヘルプサービスなどの居宅介護サービスを受けておられます。

令和２年度における保険給付費は総額で約６億２，５００円余りとなっており、第７期介護保険福祉計画で見込んだ給付費より４％余りの増となっておりますが、事業計画に基づく円滑な制度運営がなされていると判断されます。

また、平成２９年度から介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、介護認定を受けずとも、基本チェックリストによる判定のみで生活支援サービスが利用できるようになり、生活支援サービスに係る費用として約１，０００万円余りの額が、また、新型コロナウイルス感染症の関係で若干事業縮小いたしました。いきいき元気塾やすごやかファイト教室などの介護予防事業としておよそ３７０万円余りの額が支出され、高齢者の自立に向けた取組が続けられていると評価できるものです。

また、利用料負担の低所得対策として、高額介護サービス費などにおよそ1,800万円、施設サービスに係る食費、居住費の自己負担額の軽減を図る特定入所者介護サービス費に4,400万円余りが支出されており、低所得の方もサービス利用が困難とならないよう、適切な運用がなされています。

本町の介護保険料は全国平均より高くなっておりますが、これは先ほど述べましたように、多くの高齢者が施設入所や在宅サービスを利用されているためで、コロナ禍であっても介護が必要な方にサービスが十分に提供されていることから、それだけ和東町の介護サービスが充実していると言えるものと思います。

今後も、一層の保険給付費の適正化を要望して、私の賛成の討論といたします。

委員諸氏の賛同を期待いたします。

○委員長（岡田 勇君）

次に。

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

賛成です。

私は、認定第7号 令和2年度和東町後期高齢者医療特別会計決算について、賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、平成20年の制度創設以来、安定した制度運営が図られ、住民の中に定着した制度になってきています。こうした中で、令和2年度和東町後期高齢者医療特別会計決算は、歳入総額が約7,565万円、歳出総額は約7,531万円となっており、歳入歳出差引額は約34万円の黒字であります。

収入の主なものは、保険料収入で約4,648万円、また歳出については、後期高齢者医療広域連合への納付金のほか、被保険者を対象とした健康診査などの保健事業も国民健康保険と歩調を合わせて積極的に展開されており、いずれも適正な予算執行が行われております。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、被保険者の受診控えも見られた中、今後さらなる被保険者の健康の維持・増進への取組に努めていただき、医療保険制度の安定した事業運営を図られることを要望し、私の賛成討論といたします。

委員各位の賛同をお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

認定第1号 令和2年度和束町一般会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第1号 令和2年度和束町一般会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第2号 令和2年度和束町湯船財産区特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、認定第2号 令和2年度和束町湯船財産区特別会計歳入歳出は、認定することに決定しました。

認定第3号 令和2年度和束町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第3号 令和2年度和束町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第4号 令和2年度和束町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、認定第4号 令和2年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第5号 令和2年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第5号 令和2年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第6号 令和2年度和東町介護保険特別会計歳入歳出について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第6号 令和2年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第7号 令和2年度和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第7号 令和2年度和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

以上で、本特別委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に一任をいただきますようお願いいたします。

これをもって、決算特別委員会を閉会いたします。

なお、議長から報告があり、来る9月22日午前9時30分より定例会が本議場で再開されますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後 3時33分 閉会

令和 3 年 11 月 26 日

決算特別委員会委員長 岡 田 勇